

平成24年 第3回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開 会 平成24年9月24日

延 会 平成24年9月24日

仁 木 町 議 会

## 平成24年第3回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

◆日時 平成24年9月24日（月曜日）午前9時30分 開会  
◆場所 仁木町役場 3階議場

### ◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会委員長報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第1号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率報告書
- 日程第7 報告第2号 平成23年度決算に基づく資金不足比率報告書
- 日程第8 報告第3号 陳情審査報告書（総務経済常任委員会委員長報告）
- 日程第9 承認第1号 専決処分事項の承認について  
平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）
- 日程第10 一般質問 災害に強いまちづくりに向けて（住吉英子議員）  
保育料の減免について（上村智恵子議員）  
泊原発「安全確認協定案」について（上村智恵子議員）  
農業後継者対策について（嶋田 茂議員）
- 日程第11 議案第1号 平成23年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第2号 平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第3号 平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第4号 平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第5号 仁木町道路線の認定について（冷水峠線）
- 日程第16 議案第6号 仁木町道路線の認定について（西光線）
- 日程第17 議案第7号 仁木町道路線の認定について（西光2号線）
- 日程第18 議案第8号 仁木町道路線の認定について（西光3号線）
- 日程第19 議案第9号 平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第10号 平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第11号 仁木町暴力団排除条例の制定について
- 日程第22 議案第12号 仁木町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第23 議案第13号 仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第24 議案第14号 仁木町急性灰白髄炎予防接種手数料条例を廃止する条例制定について
- 日程第25 議案第15号 仁木町防災会議条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第26 議案第16号 仁木町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第27 同意第3号 仁木町教育委員会委員の任命について
- 日程第28 意見案第14号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書
- 日程第29 意見案第15号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書
- 日程第30 意見案第16号 税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書
- 日程第31 意見案第17号 脱法ハーブに対する早急な規制強化等を求める意見書
- 日程第32 意見案第18号 中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書
- 日程第33 意見案第19号 防災・減災のための事業に対する財政支援を求める意見書
- 日程第34 意見案第20号 米海兵隊・垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書
- 日程第35 意見案第21号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
- 日程第36 委員会の閉会中の継続審査
- 日程第37 委員会の閉会中の所管事務調査

## 平成24年第3回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 平成24年 9月24日 午前 9時30分  
 延 会 平成24年 9月24日 午後 4時55分

議 長 水 田 正 副 議 長 横 関 一 雄

## 出席議員（7名）

1 番 住 吉 英 子      2 番 嶋 田 茂      5 番 山 下 敏 二  
 6 番 林 正 一      7 番 上 村 智 恵 子      8 番 横 関 一 雄  
 9 番 水 田 正

## 欠席議員（2名）

3 番 宮 本 幹 夫      4 番 大 野 雅 義

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	三 浦 敏 幸	教育委員会委員長	高 木 一
副 町 長	吉 本 潔	教 育 長	原 田 修
総 務 課 長	岩 井 秋 男	教 育 次 長	角 谷 義 幸
財 政 課 長	岩 佐 弘 樹	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
会 計 管 理 者	鹿 内 力 三	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(川 北 享)
企 画 課 長	鈴 木 昌 裕	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	渡 辺 司
住 民 課 長	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(岩 井 秋 男)
ほ け ん 課 長	土 井 幸 夫	監 査 委 員	中 西 勇
農 政 課 長	川 北 享		
建 設 課 長	林 典 克		

## 事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 浜 野 崇  
 議 事 係 係 長 本 多 弘 一

## 開 会 午前 9時30分

○議長（水田 正）おはようございます。定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、7名です。宮本幹夫議員、大野雅義議員より、欠席の旨の届け出がありました。定足数に達していますので、只今から、平成24年第3回仁木町議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（水田 正）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第116条の規定により、5番・山下君及び6番・林君を指名します。

### 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（水田 正）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。山下委員長。

○議会運営委員会委員長（山下敏二）皆さん、おはようございます。議会運営委員会決定事項について、報告をいたします。本定例会を開催するにあたり、9月14日金曜日に、議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項、まず、はじめに付議事件について申し上げます。

本定例会には、報告3件、承認1件、議案16件、同意1件、意見書8件の合計29件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく、一般質問の通告が3人から4件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6、報告第1号及び日程第7、報告第2号については、2件を一括議題とし、報告を受けます。日程第8、報告第3号については、即決審議でお願いいたします。日程第9、専決処分事項の承認については、即決審議でお願いをいたします。日程第10、一般質問については、通告順に従って、住吉議員1件、上村議員2件、嶋田議員1件の順番で行います。日程第11から第14の決算認定については、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の審査とすることとして、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選をお願いいたします。特別委員会の名称及び委員数は、お手元に配布のとおりであります。日程第15号から第18の道路認定については、4件を一括議題とし、提案説明の後、会議を休憩に移し、現地確認の上、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第19から第20の補正予算については、いずれも即決審議でお願いをいたします。日程第21から第26の条例制定・改正・廃止については、いずれも即決審議でお願いをいたします。日程第27、同意については、提案説明の後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議でお願いをいたします。日程第28から第35の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者については、お手元に配布のとおりであります。日程第36、委員会の閉会中の継続審査、日程第37、委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出があります。

続いて、会期について申し上げます。本定例会招集日は、本日、9月24日月曜日。会期は、開会が9月

24日月曜日、閉会が9月26日水曜日であります。

その他事項として、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりであります。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（水田 正）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認め、そのように決定しました。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（水田 正）日程第3『会期の決定の件』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、9月24日から9月26日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日、9月24日から9月26日までの3日間とすることに決定しました。

---

### 日程第4 諸般の報告

○議長（水田 正）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者は、お手元に配布のとおりです。監査委員から平成24年度第4回から第6回の例月出納検査報告書並びに平成24年度第1回定例監査報告書が提出されております。内容は、お手元に配布のとおりです。なお、定例監査報告書については、後程、この諸般の報告の中で中西代表監査委員から、その監査概要について報告をいただくことになっております。

次に、6月20日開催の平成24年第2回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。6月26日から29日までの日程で、総務経済常任委員会の研修視察にオブザーバーとして参加いたしました。今年度は、山梨県都留市、道志村、南部町の3市町を訪問し、先進的な事例を学んでまいりました。都留市では、自然エネルギーの活用ということで、市内を流れる家中川に水車を設置し、小水力発電事業を展開していました。昨年の中日本大震災による福島第一原子力発電所の事故から、原子力や化石燃料に頼らない新たなエネルギーの導入が求められています。本町においても、自然エネルギーの活用について協議・検討が必要と考えられることから、大変有意義な研修となりました。また、道志村と南部町では、合併浄化槽の先進事例を研修してまいりました。道志村では村設置・村管理による浄化槽設置事業を、また、南部町では個人設置・個人管理による浄化槽設置事業を実施しており、それぞれの町村における実体験からメリット、デメリットを拝聴することができ、大変参考となる研修となりました。

7月3日には、札幌市で開催の北海道町村議会議員研修会に参加をし、明治大学 牛山久仁彦先生と、慶應義塾大学教授で外交ジャーナリストの手嶋龍一先生の講演を拝聴してまいりました。牛山先生からは、「議会改革の展望と課題」をテーマに、東日本大震災から地方自治のあり方を考え、自治体議会の現状から、今何が必要とされ、今何を改革しなければならないのか、住民の身近な議会としてのあり方について、

大変考えさせられる研修となりました。第2部の手嶋先生の講話では、「世界の中の日本・アジアの中の日本」をテーマに、最近の日本政府に対する私見や、NHK海外支局長の経験から、世界やアジアから見た日本の立場やその重要性について、大変興味深い講話を拝聴いたしました。

8月30日には、積丹町において、後志町村議会議員研修会が開催され、参加してまいりました。講師の北海学園大学法学部秦教授から「自治なき『改革』と改革なき『自治』」と題し、講演を拝聴いたしました。講演では、様々な町村の先進事例を元に具体的な方策などの紹介があり、地方分権時代における地方議会の役割や、議会改革の重要性を再度認識いたしました。

また、9月11日の仁木地区の敬老会をはじめとして、12日には銀山地区、15日には然別地区、16日には大江地区で、それぞれの地区の関係団体の主催によります、敬老会に出席をいたしました。出席者の皆様には、議会を代表して行政並びに議会運営に対する感謝と、これからもご健康で長寿を重ねられますように、お祝いの言葉を申し上げてまいりました。

次に、広域連合及び一部事務組合議会の開催状況について、報告いたします。北後志消防組合及び北後志衛生施設組合、両議会の定例会が7月18日に開催され、私が出席しております。

また、後志広域連合議会の臨時会が8月22日に開催され、広域連合議会議員であります横関副議長から復命書の提出がありました。

それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

それでは、中西代表監査委員から、平成24年度第1回定例監査の概要について、報告をお願いいたします。中西代表監査委員。

○代表監査委員（中西 勇）それでは、平成24年度第1回定例監査結果について、報告をさせていただきます。この報告につきましては、地方自治法第199条第4項及び仁木町監査委員条例第4条の規定により定例監査を実施して、同法第199条第9項の規定により、報告をさせていただいたものでございます。

まず、議長の諸般の報告の12ページでございます。第1であります。監査の概要についてでございます。監査の実施日につきましては、平成24年8月27日から29日までの3日間、実施をさせていただきました。

2番目、監査の対象でございます。(1)としまして、仁木町統合簡易水道事業の推進状況についてでございます。2番目、(2)でございます。各種工事の執行状況についてでございます。

3番目、監査の方法、4番目、監査の区分については、報告書に記載のとおりでございますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次に、13ページでございます。第2、監査の内容でございます。(1)番目です。仁木町統合簡易水道事業の進捗状況についてということで、(1)には監査の目的、(2)では仁木町統合簡易水道事業の概要、(3)につきましては、仁木町統合簡易水道事業の進捗状況における監査の概要について、記載をさせていただいております。この中で表1につきましては、平成24年度仁木町統合簡易水道事業の工事等進捗状況表を添付させていただいておりますので、後程ご高覧をいただきたいと存じます。

次に、14ページでございます。2です。各種工事の執行状況についてでございます。(1)には監査の目的、(2)には各種工事の概要、(3)には各種工事の執行状況における監査の概要について、記載をさせていただいております。表2では、各種工事の発注状況について一表にまとめて記載をさせていただいておりますので、これも後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次に、15ページでございます。第3として、監査の結果でございます。1番目、仁木町統合簡易水道事業の進捗状況についてでございます。指摘事項、指導事項についてはありません。次に、検討事項でございます。契約締結決定書において契約保証金を免除する根拠として、契約書の条項を記入しているものがありました。契約前の段階でございますので、仁木町財務規則に基づく根拠を記入するなど、適切に取り扱う必要があると存じます。また、本件監査にあたり、指摘事項、指導事項、検討事項の区分には該当しておりませんが、次のとおり意見を添えるということで、2点ほど挙げさせていただいております。まず、1点目でございます。交通規制を伴う工事、学校施設の近隣で行う工事、狭隘な町道を工事車両が進行する工事では、今後もより一層、安全対策について、指導・監督を行っていただきたいと存じます。次に、2番目でございます。これから降雨が多くなる季節を迎えますことから、掘削箇所の崩落、道路への土砂の流出などを防止するために現場管理について、指導・監督を行っていただきたいと存じます。次に、2番目でございます。各種工事の執行状況についてでございます。指摘事項はありませんでした。指導事項でございます。1点だけ申し上げさせていただきます。起工・契約締結事務において、起案用紙、文書管理規程第6号様式でございますが、を使用しているものがありました。仁木町建設工事執行規則並びに仁木町少額工事事務取扱要綱の規定に基づき、適切に取り扱っていただく必要があると存じます。検討事項については、ございませんでした。また、本件監査にあたりまして、指摘事項、指導事項、検討事項の区分には該当しておりませんが、次のとおり意見を添えさせていただきたいと存じます。まず、1点目でございます。契約締結決定書において、負担行為年月日の記入漏れや担当者により記入方法が違っているものがございました。適切に取り扱っていただきたいと存じます。次に、2点目でございます。各事業の目的に沿った効果が早期かつ適期に発揮されるよう、内容や優先度などを整理し、計画的な事業の執行に努める必要があるのではないかと存じます。次に、3点目でございます。計画的な工事発注のため、発注事務を行う部署と設計・現場管理を行う部署との協議、調整を図っていただき、より一層、連携した事務の執行に努める必要があるのではないかと存じます。以上申し上げまして、平成24年度の第1回定例監査報告とさせていただきます。

○議長（水田 正）中西代表監査委員、宮本監査委員、何かとお忙しい中での第1回の定例監査、ご苦労様でした。今後とも、監査委員の服務でありますところの公正不偏の態度を保持して、厳正な監査が行われますことをお願い申し上げ、これで諸般の報告を終わります。

## 日程第5 行政報告

○議長（水田 正）日程第5『行政報告』を行います。

三浦町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）皆さん、おはようございます。平成24年第3回仁木町議会定例会の開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。水田議長、横関副議長をはじめ、議会議員の皆様、天野農業委員会会長、中西代表監査委員、高木教育委員長、渡辺選挙管理委員長におかれましては、出来秋を迎え何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、老人を敬愛し、ご長寿を祝う敬老会は、9月11日の仁木地区敬老会を皮切りに、銀山・然別・大江で開催されました。来賓としてご出席くださいました正副議長はじめ議員の皆様にも、厚く御礼を申し上げる次第でございます。主催いただく女性の会や婦人会、町内会等の皆さんをはじめ、協賛いただく保



育所や舞踊の会など、多くの関係者にとりましても、大変ご苦勞の多い行事かと存じます。ですが、童心に返られて楽しいひと時を過ごされている先達の方々を見ておりますと、今年も開催していただき、本当に良かったなと心底感じた次第であります。敬老会のあり方については、種々のご意見も承っておりますが、私といたしましては、同様の方法で1年でも長く続けていただきたいとの思いを強くしたところであります。ご多用の中、主催をいただきました関係者の皆様に、改めまして感謝と御礼を申し上げます。

さて、本題に戻りますが、今定例会には、山下議会運営委員長から報告がございましたとおり、平成23年度決算に基づく健全化判断比率報告並びに資金不足比率報告、計2件と、専決処分の承認1件、議案16件、教育委員の同意案件1件、計20件を提出させていただきました。提案内容等につきましては、議案上程の都度、詳細にご説明いたしますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、行政報告を行います。はじめに、仁木町行財政構造改革プランの取り組み実績について申し上げます。本町の行財政改革の取り組みは、平成16年3月に行財政改革の推進について（自立する場合の基本的な取組）を策定し、平成16年度から19年度までの4年間、鋭意取り組んでまいりましたが、年々厳しさを増す行財政環境の中であって、更なる行財政改革を積極的かつ大胆に推進する必要があると判断し、平成20年2月に仁木町行財政構造改革プランを策定し、平成20年度から23年度までの4年間、「入りを量りて出ざるを制す」を基本的な考え方として取り組みを行ってきたところであります。本プランでは、町民の皆様にも一定のご負担をお願いし、各種取り組みを進めてまいりましたが、これら行財政構造改革プランに掲げた4年間の取り組みが、平成23年度をもって終了いたしましたことから、その取り組み実績についてご報告申し上げます。歳入では、公共施設使用料、保育料、各種手数料などの改定や見直しなどにより、当初計画の1900万円の増額見込みに対しまして、実績では2500万円の増額となりました。簡易水道事業におきましては、水道使用料金の改定における当初計画の5000万円の増額見込みに対しまして、実績では4700万円の増額となりました。一方、歳出の取り組みでは、職員給料、特別職や各種委員の報酬、補助金等の削減、効率的な業務委託の推進などによりまして、当初計画4億2600万円の減額見込みでありましたが、実績では2億5500万円の減額にとどまりました。その他に本プランの実施に伴い、歳出では、新たに負担金7100万円の増額を見込んでおりましたが、実績では3700万円の増額。また、分担金、寄附金、諸収入など、その他の収入では100万円の減額を見込んでおりましたが、広域連合からの人件費負担金収入などにより、2億5500万円の増額となっております。本プランにおける効果額の総額は、歳入歳出合わせて3億7300万円の計画でありましたが、4億9800万円の効果額となりました。また、この間、歳入合計で地方交付税が6億7000万、国の経済対策交付金を含む国・道支出金で7億7700万円、その他町税などの増額により20億1000万円が増額となりました。歳出合計では、国からの交付金を活用した投資的事業で5億1400万円、他会計への繰出金で1億6800万円の増額、その他公債費などの増額により9億2000万円の増額となりました。その結果、基金と備荒資金積立金におきましては、平成23年度末で当初3億800万円まで残額が減少する見込みでしたが、本プランの実施やその他の要因など、これら4年間の取り組みにより14億2500万円となり、11億1700万円の増額となりました。以上のとおり、これまでの4年間で取り組んでまいりました多くの分野でその効果が表れ、実質単年度収支は各年度とも黒字となり、実質公債費比率や将来負担比率などの各財政指標も大きく改善されました。これは、議員各位をはじめ町民皆様と行政が一体となって取り組んだ成果であり、改めて感謝申し上げる次第であります。本プランにつきましては、本

年3月末をもって終了しておりますが、今後におきましても、町民の皆様が笑顔で安心して暮らすことのできる「果実とやすらぎの里－仁木町」の町づくりを推進していくため、より健全な行財政運営に努めてまいります。

次に、社会福祉法人後志報恩会グループホーム建設に係る町有地の貸付けについて申し上げます。遊休町有地の利活用策については、各課で連携をとりながら継続的に検討、協議を重ねてまいりましたが、具体的な利活用策が見出せない状況にありました。このような中、4月26日に社会福祉法人後志報恩会から町有地、これは北町1丁目88番地4、地目は宅地で、地籍は439.36㎡のうち312.90㎡の土地を有償でお借りして、グループホームこれは入居者定員6名でございますが、この建設をさせていただきたいとの申し出がありましたので、担当課において種々検討を行ってきたところであります。対象となる町有地は、高齢者福祉施設「いきいき88」施設用地の国道5号側に隣接しており、現在の状況といたしましては、道道仁木停車場線から町道5番線へ抜ける道路、通路（道路）でございます、として、利用されている箇所でございますが、この箇所については、公衆用道路としての分筆及び地目変更登記を行っていない現状にありました。後志報恩会が借り受けるには、貸付地が公衆用道路に面していることが要件でありましたので、今後の遊休町有地の有効活用を図る上からも、通路（道路）として利用している箇所、国道5号側及びJR仁木駅側の用地確定測量、分筆及び地目変更登記が必要であると判断をし、これに係る測量業務の発注を行い、9月10日に完了したところであります。今後、分筆及び地目変更登記が完了後、後志報恩会との対象地の賃貸借契約を締結してまいります。

次に、仁木町地域防災訓練について申し上げます。昨年3月11日に東日本大震災が発生し、町民の防災意識が高まっていることを受け、私は本年3月開催の第1回定例会におきまして、地域防災計画の見直しと原子力災害対策を含めた防災対策を進めていくことを申し述べております。その取り組みの一つとして、本町初となる仁木町地域防災訓練を8月30日に105名の参加によりまして実施したところであります。実施にあたっては、住民避難訓練の対象である北町中央第一町内会をはじめ、仁木長寿園、グループホーム仁木やすらぎの里、仁木消防団、なかよしクラブ、これは安心警ら隊でございます、仁木町観光協会など多数の関係機関にご協力をいただきました。訓練といたしましては、大規模水害を想定し、余市川が氾濫するおそれがあるため、浸水想定区域に対し避難準備情報及び避難勧告を発令し、避難場であります農村公園フルーツパークにきへ避難するというものでありました。訓練内容といたしまして、災害対策本部の設置・運営、緊急時通信、情報伝達、住民広報、避難場運営、救護、災害情報配信であります。今後におきましては、仁木町地域防災計画に基づく非常設備の確認及び本訓練におけます住民への通報連絡の課題検証、その他防災態勢に係る検証などを行い、万が一の災害に備えてまいります。

次に、北海道防災会議原子力防災対策部会専門委員会について申し上げます。災害対策基本法に基づく北海道防災会議の原子力防災対策部会専門委員会は、原子力防災対策関係者である岩宇4町村の首長、岩内・寿都地方消防組合消防本部消防長の5名と学識経験者である大学教授など6名の計11名で構成されておりましたが、新たに泊発電所から半径30kmのUPZ圏内となる後志管内の9町村の首長と2消防組合本部の消防長が加わることになりました。このことによりまして、9月7日に開催された平成24年度第2回北海道防災会議原子力防災対策部会専門委員会にオブザーバーとして出席をしております。国の原子力規制委員会の発足が遅れたことなどの影響により、正式な委嘱は後日されることとなっておりますが、本町は地域防災計画における原子力防災計画編を作成すべき市町村となるため、日常における体制整備の

ための予防計画、災害発生時の避難等の応急対策や発生後の復旧対策、原子力発電所周辺の安全確保等について、UPZ圏内町村としての意見を反映できるこの機会を活用し、積極的に意見を申し述べてまいりたいと考えております。また、泊発電所の事故を想定した北海道原子力防災訓練が10月24日に実施されることに伴い、本町においても、災害対策本部の設置訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練、住民への広報訓練のほか、UPZ圏外の赤井川村キロロリゾートに設置する避難場への住民避難訓練を実施することとしております。

次に、北海道新幹線札幌延伸について申し上げます。北海道新幹線札幌延伸につきましては、本年6月29日に新函館（仮称）・札幌間の工事実施計画が認可され、その後、8月25日には、北海道新幹線新函館（仮称）・札幌間建設工事起工式及び着工祝賀会が長万部町で開催され、沿線自治体の長の一人として出席してまいりました。その席上で、羽田国土交通大臣と高橋北海道知事から、24年とされる工期について、短縮に向けて努力するとの意向が表明されたところであります。北海道新幹線工事を行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局からは、沿線自治体を対象とした事業概要説明を行いたいとのことでありましたので、8月21日に議会全員協議会を開催していただき、説明を受けたところでありますが、今後、住民説明会を11月中に開催し、事業概要の説明を行いたいとの申し出がありますので、日程調整を行って開催してまいります。また、9月7日には、並行在来線沿線の15市町及び北海道の代表者並びにオブザーバーとして札幌市の参加によりまして、北海道新幹線の札幌延伸に係る並行在来線対策協議会が開催され、仁木町から私が出席いたしました。協議会では、代表である座長に北海道知事が就任し、今後、鉄道の維持や路線バスへの転換など、JRからの経営分離後の交通手段について議論し、開業予定の5年前頃までには、その方向性を決定することで確認したところであります。更に後志、渡島の両管内ごとにブロック会議を設置していくことになりましたので、引き続き、地域住民の交通手段の確保に向けて全力を傾注してまいります。

次に、温泉源ケーシングパイプ改修工事について申し上げます。平成24年の当初予算で計上いたしました北町8丁目地内温泉源埋め戻しに係る温泉源ケーシングパイプ改修工事につきましては、6月7日に大地コンサルタント株式会社と見積り合わせを行い、6月11日に9万195円で契約を締結しております。工事内容は、冬期間の凍結防止を講じるために、地表に出ておりましたケーシングパイプを地下80cmの凍結深まで下げて、温泉源を閉鎖する改修工事でありまして、6月12日に着工し、同月19日に完了しております。本工事により、温泉の湧出路を閉鎖、廃止したことから、6月27日付けで北海道に対し、廃孔届出書を提出しておりますが、今後、温泉源を利用することになった場合には、再届出することによりまして、その利用は可能となっております。

次に、仁木町第2期一般廃棄物最終処分場の使用について申し上げます。現在使用中の第1期一般廃棄物最終処分場が、本年9月末を持ちまして埋立量1万700■を満たすことから、現在、逐次、最終覆土の作業を行っております。本年3月9日に完成いたしました第2期一般廃棄物最終処分場に関しましては、10月1日から埋め立ての使用を開始し、平成38年度までの15年間の供用期間で4000■の埋立量を予定しておりますが、1年でも長く使用できるように、町民の皆様にごみの減量化を呼びかけ、ご協力をお願いしてまいります。なお、第1期一般廃棄物最終処分場から排出される汚水につきましては、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に基づき、排水基準等に適合することが確認されるまで適切な管理を行ってまいります。

次に、仁木町統合簡易水道事業の進捗状況について申し上げます。平成24年度仁木町統合簡易水道事業の国庫補助対象事業7工事につきましては、仁木地区配水管布設工事を新太平洋・北悠・関・仁木重機経常建設共同企業体が、現在、西町3丁目倉島乳業前の国道5号道路用地内に直径150mmの配水管を布設する作業を行っており、進捗率は40%。銀山地区配水管布設工事は、和田・丸コ・林・堀川経常建設共同企業体が、現在、銀山1丁目の道道仁木赤井川線道路用地内に直径100mmの配水管を布設する作業を行っており、進捗率が70%となっております。銀山地区尾根内送配水管布設工事は、櫻・宮本・高橋・長内経常建設共同企業体が、現在、町道上尾根内線に直径75mmの送水管と直径150mmの配水管を布設する作業を行っており、進捗率が70%。銀山地区尾根内浄水場ほか機械設備工事は、オルガノ北海道株式会社が、現在、尾根内浄水場の取水施設の工事を行っており、進捗率が20%。銀山地区尾根内浄水場ほか電気計装設備工事は、道富士・木村電気経常建設共同企業体が、現在、尾根内浄水場の配電盤の製作作業にあたっており、進捗率が15%となっております。更に、銀山地区中継ポンプ場築造工事は中村建設株式会社が、現在、地上1階部分のコンクリート打設を終えており、進捗率が45%。銀山地区尾根内配水池築造工事は、赤石建設株式会社が、現在、地下2階部分のコンクリート打設作業を終えており、進捗率が20%と各工事とも予定どおり順調に進んでおります。これら補助事業工事に関わります事業費につきましては、予算額7億2551万円に対しまして、執行額が6億3178万5000円であり、現在9372万5000円の執行残額があります。このため、統合簡易水道事業の進捗率を高め、水道未普及地域の1日も早い解消を図るため、執行残額の範囲内で配水管等の整備を前倒しで実施してまいります。次に、町単独事業分の2工事ではありますが、仁木地区給水管切替及び消火栓設置工事は997万5000円で、仁木地区配水管布設工事を請負っている新太平洋・北悠・関・仁木重機経常建設共同企業体と、銀山地区給水管切替及び消火栓設置工事は598万5000円で、銀山地区配水管布設工事を請負っている和田・丸コ・林・堀川経常建設共同企業体とそれぞれ随意契約を行い、共に8月15日から工事に着手し、現在は消火栓設置と給水管の接続工事を本管布設工事と並行して行っており、進捗率は共に15%となっております。町単独事業費につきましても、執行残額が580万4000円ありますことから、平成25年に工事を予定していた尾根内配水池のフェンス工事、概算工事費500万円を前倒しで本年度工事として実施してまいります。今後につきましても、各請負業者に対しまして工事事故防止の安全対策に、より一層努めるよう指導してまいります。

次に、水道未普及地域であります西町若松町内会、西町2丁目の水道整備について申し上げます。本年8月15日付けで、西町若松町内会西町2丁目の住民の方々から、水道整備の早期着工を求める要望書の提出がありました。これは6戸であります。要望書では、各家庭の地下水と排水を処理する浸透枳が近接しているため、雑排水が地下水に浸透するのではないかと健康への悪影響を懸念する内容でありました。町といたしましては、来年度にこの地域の水道整備をする計画でありましたが、この要望を受け検証した結果、早急に水道整備を行う必要があると判断し、現在、実施している仁木町統合簡易水道事業国庫補助事業により、配水管調査測量設計及び配水管布設工事を行うことといたしました。9月11日には、地元関係者の方々にお集まりいただき、事業内容等についての説明も終えておりますので、本年度中の給水開始に向けて、鋭意執り進めてまいります。

以上であります。別途お手元には、平成24年度事業発注状況調査表、これは契約金額が100万円以上の事業を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で行政報告を終わります。

○議長（水田 正）三浦町長の行政報告が終わりました。

次に、原田教育長から教育行政報告を申し出がありますので、これを許します。原田教育長。

○教育長（原田 修）改めて、おはようございます。第3回仁木町議会定例会にあたり、教育行政報告を申し上げます。はじめに、ALT（外国語指導助手）の契約更新について申し上げます。中学校における英語教育と国際交流教育及び小学校での外国語活動の充実を図るため、平成21年度からALT（外国語指導助手）を招致しておりますが、昨年8月に招致しましたカナダ国籍のイム・ピーター氏が、7月31日に1年間の契約期間が満了するため、引き続き、8月1日から平成25年7月31日までの契約更新を行っております。この1年間、仁木・銀山両中学校において隔週で指導を行い、中学校での指導の空き時間を利用して、各小学校の5・6年生を対象とした外国語活動、更に町民を対象に英会話教室を毎月1回実施しております。ALTによる指導について両中学校からは、生徒がピーター先生との英会話に親しみを覚え、英語に対する興味・関心が高まり、後志中学校英語暗唱大会や北海道イングリッシュチャレンジにおいて好成績を収めるなど、大きな教育効果があるとの報告を受けております。

次に、仁木町水泳プールの利用状況について申し上げます。今年度の仁木・然別・銀山の各水泳プールは、7月7日から8月26日までの間、開設いたしました。オープン当初、仁木プールにおいて、小学生がビーチボール以外のボールを持ち込み、指を骨折するという事故がありました。教育委員会では、直ちにプール管理人と各学校に対し、プール利用に対する指導を徹底させ、それ以降は、事故もなく終了することができました。開設期間中は、朝晩の冷え込みが強く、水温があまり上がらなかったことや、子どもたちの人数も徐々に減っていることなどから、利用者は1872人と前年度を下回る結果でありました。なお、各水泳プールの利用状況は、次のページに掲載しております。後程ご高覧願いたいと思います。以上で行政報告を終わります。

○議長（水田 正）原田教育長の教育行政報告が終わりました。これで、行政報告を終わります。

## 日程第6 報告第1号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率報告書

## 日程第7 報告第2号 平成23年度決算に基づく資金不足比率報告書

○議長（水田 正）日程第6、報告第1号『平成23年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び日程第7、報告第2号『平成23年度決算に基づく資金不足比率報告書』以上、2件を一括議題とします。

本件について、報告を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、報告の第1号でございます。『平成23年度決算に基づく健全化判断比率報告書』。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。平成24年9月24日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。実質赤字比率、ハイフンであります。連結実質赤字比率につきましても、ハイフンであります。実質公債費比率は16.9%、将来負担比率は62.4%となっております。

続きまして、報告の第2号でありますけれども、『平成23年度決算に基づく資金不足比率報告書』でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。平成24年9月24日提出、仁木町長 三浦敏幸。特別会計の名称でございますが、簡易水道事業特別会計、資金不足比率はハイフンでございます。備考として、健全化基準は20.00%となっております。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長より説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）それでは、報告第1号『平成23年度決算に基づく健全化判断比率報告書』について、ご説明申し上げます。

財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の長は毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し、かつ公表することが義務付けられているものでございます。まず、実質赤字比率は、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。本町は黒字でございましたので、赤字の比率はハイフン、つまり、なしとの表示になっております。次に、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示すものでございます。本町は黒字でございましたので、赤字の比率はハイフン、なしとの表示になっております。次に、実質公債費比率でございますが、これは借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。本町の比率は16.9%で、早期健全化基準の25%を下回っております。次に、将来負担比率につきましては、これは一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等を現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。本町の比率は62.4%で、早期健全化基準の350%を下回っております。なお、このように4指標の一つでも基準を超えた場合には、早期健全化計画を定め、自主的にかつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

続きまして、報告第2号『平成23年度決算に基づく資金不足比率報告書』について、ご説明申し上げます。

資金不足比率につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業を営営する地方公共団体の長は毎年度、監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し、かつ公表することが義務付けられております。資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の深刻度を示すものでございます。本町では、簡易水道事業が公営企業でございます。黒字でございましたので資金不足はなく、資金不足比率はハイフン、なしと表示され、経営健全化基準の20%を下回っております。この基準を超えた場合には、経営健全化計画を定め、自主的にかつ計画的に経営の健全化に努めなければなりません。

なお、お手元に平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての資料を配布させていただきましたので、後程ご高覧願います。以上で、報告第1号及び第2号の説明を終わります。

○議長（水田 正）一括議題2件の報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は、一括して行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで、報告第1号『平成23年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び報告第2号『平成23年度決算に基づく資金不足比率報告書』を終わります。

## 日程第8 報告第3号 陳情審査報告書

○議長（水田 正）日程第8、報告第3号『陳情審査報告書』を議題とします。

本件について、総務経済常任委員長の報告を求めます。上村委員長。

○総務経済常任委員長（上村智恵子）それでは、私の方から『陳情審査報告書』について、ご説明いたします。

別冊議案書の1ページでございます。報告第3号『陳情審査報告書』。本委員会に付託された次の陳情の審査結果を別紙のとおり報告する。平成24年9月24日、仁木町議会総務経済常任委員会委員長 上村智恵子。陳情第1号『マカナイ川・ポンマカナイ川合流地下流への水門設置と水利用に係る陳情』。

次に、2ページでございます。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、仁木町議会会議規則第94条の規定に基づく、同規則第93条第1項規定の準用により報告いたします。受理番号、陳情第1号。付託年月日、平成24年6月20日。件名、マカナイ川・ポンマカナイ川合流地下流への水門設置と水利用に係る陳情。審査の結果、不採択とすべきものと決定。委員会の意見、水門を合流地下流へ設置することは、河床を引き上げる必要があり、洪水の危険性が伴うことから、不採択とするものであります。

次に、3ページでございます。陳情審査報告書の概要について、説明いたします。付託案件でございますが、陳情第1号『マカナイ川・ポンマカナイ川合流地下流への水門設置と水利用に係る陳情』。平成24年第2回仁木町議会定例会、平成24年6月20日付託でございます。陳情者は、3号支線受益者代表・榎林潔氏、銀山共栄農事組合長・吉田政幸氏、北後志消防組合仁木消防団副団長・藤沢孝一氏の3名でございます。付託案件の内容でございますが、銀山地区のマカナイ川とポンマカナイ川合流地下流に水門を設置することにより、3号支線での水利用が可能となり、周辺地域の火災における消火活動や農作物への安定した水量の供給確保が図れるとして提出された『マカナイ川・ポンマカナイ川合流地下流への水門設置と水利用に係る陳情』の審査でございます。委員会開催日は、平成24年6月21日、7月19日の2日間でございます。委員会出席者及び仁木町議会委員会条例第18条の規定による出席者は、記載のとおりでございます。また、事務局出席者についても、記載のとおりでございます。

次に、4ページでございます。審査の結果でございますが、町に対し、マカナイ橋改修工事の概要、余市川土地改良区との協議の経過について資料提出と説明を求めるとともに、現地調査を行うなど延べ2回の委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。審査では、マカナイ橋改修工事におけるマカナイ川とポンマカナイ川の合流点付近において、氾濫等の水害解消を図るため、河床を下げていること。河床を下げたことにより下流域での取水口設置が不可能となったため、上流での取水口設置に至ったこと。工事に際しては、北海道及び土地改良区を交え、計7回の河川協議が行われ、十分な協議が行われていること等々の説明がありました。討論においては、この陳情内容のとおり改修前の合流地下流へ水門を設置することは、河床を元の高さへ戻すことになり、大水が出たときには洪水のおそれがある。現在の状況を確認したが、更新前の原形に戻すことは不可能だと思われるとの反対討論がございました。なお、賛成討論はございませんでした。決定事項、以上の質疑・討論を経ての審査の結果は、賛成者がいないため、不採択とすべきものとして決定してございます。本委員会において、以上のとおり決定したので、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。平成24年7月20日、仁木町議会議長 水田 正様。仁木町議会総務経済常任委員会委員長 上村智恵子。以上でございます

○議長（水田 正）報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻りください。

これより、討論・採決を行います。それでは、陳情第1号『マカナイ川・ポンマカナイ川合流地下流への水門設置と水利用に関する陳情』の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、陳情第1号『マカナイ川・ポンマカナイ川合流地下流への水門設置と水利用に関する陳情』を採決します。この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。したがって、原案について採決します。陳情第1号『マカナイ川・ポンマカナイ川合流地下流への水門設置と水利用に関する陳情』を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔起立なし〕

○議長（水田 正）「起立なし」です。

したがって、陳情第1号『マカナイ川・ポンマカナイ川合流地下流への水門設置と水利用に係る陳情』は、不採択とすることに決定しました。

## 日程第9 承認第1号 専決処分事項の承認について 平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）

○議長（水田 正）日程第9、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、承認の第1号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成24年9月24日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）でございます。続きまして、専決処分書。平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成24年8月3日、仁木町長 三浦敏幸。平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）でございます。平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ129万2000円を追加いたしまして、予算の総額を32億8083万9000円とするものがございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものを表しているものがございます。平成24年8月3日専決、仁木町長 三浦敏幸。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長より説明を申し上げますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。



○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）承認第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。18款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計129万2000円を追加し、補正後の歳入合計額を32億8083万9000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。2款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計129万2000円を追加し、補正後の歳出合計額を32億8083万9000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、すべて一般財源で129万2000円の追加でございます。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。歳出に係る同額129万2000円を財政調整基金から繰り入れてございます。

続きまして、7ページ、歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、5目、企画費におきまして、道道仁木赤井川線拡幅工事に伴う北電柱立て替えのための光ケーブル移設工事請負費129万2000円を追加してございます。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。暫時休憩します。

**休 憩 午前10時37分**

---

**再 開 午前10時45分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

---

**日程第10 一般質問**

○議長（水田 正）日程第10『一般質問』を行います。3名の方から、4件の質問があります。

最初に『災害に強いまちづくりに向けて』以上、1件について、住吉議員の発言を許します。住吉君。

○1番（住吉英子）おはようございます。『災害に強いまちづくりに向けて』。8月30日に本町初となる地域防災訓練が実施されました。地域の安全な暮らしを守るため、災害に強いまちづくりに向けた本町の防災施策についてお伺いいたします。最初に、大規模災害でライフラインが寸断した際に、遠隔操作により自動販売機内の在庫飲料を無償で取り出すことができる災害対応型自動販売機の設置が全国で広がっており、本町でも役場庁舎を含む3か所に設置されています。この災害対応型自動販売機のメリットは、自治体と飲料メーカーが災害時における飲料の提供協力に関する協定などを締結することにより、大規模災害に備えた飲料水保管の必要性が軽減されることです。平成23年第4回定例会で防災関係の質問をしたところ、今後において備蓄物資の調達体制を整備するとの答弁がありましたので、現在整備をしていることと思いますが、町内各指定避難所にこの自動販売機を設置することにより、飲料水保管の必要性が軽減されると考えます。災害対応型自動販売機の設置拡充について、町長の見解をお伺いします。

次に、東日本大震災において、多くの学校施設で天井や外壁、照明器具、窓ガラスなどの非構造部材の被害が報告され、改めて非構造部材の耐震化の重要性が明らかになりました。本町では、学校施設の非構造部材の安全点検等を実施しているのでしょうか。また、学校施設は災害発生時に避難所となることから、非構造部材の耐震化を早急に図るべきと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、『災害に強いまちづくりに向けて』についての質問にお答えをいたします。

1点目の「災害対応型自動販売機の設置拡充について、町長の見解をお伺いします」についてであります。現在、仁木町地域防災計画において指定している20か所の避難所のうち、5か所に13台の飲料水の自動販売機が設置されております。その他に、役場庁舎に3台の自動販売機が設置されており、このうち、町が飲料水販売事業者との間で協定を締結し設置している災害対応型自動販売機は1台でありまして、災害発生時には飲料水を無料で提供することができるほか、ネットワーク技術を活用した遠隔操作によって、自動販売機上部の電光掲示板に災害情報等のメッセージを表示させることができます。役場庁舎以外の災害対応型自動販売機の設置状況としては、大江1丁目のきのこ王国仁木店、大江3丁目の観光農園紅果園にそれぞれ1台設置されておりますが、避難所や公共施設でないことから、メッセージは表示できませんが、災害時に飲料水の無料提供はできないことになっております。なお、災害対応型自動販売機の設置にあたっての考え方につきましては、施設の利用状況などを勘案した上で導入設置を図っていると、設置事業者から伺っております。町といたしましては、災害対応型自動販売機の設置は、災害時における飲料水の提供や防災意識の普及・向上、防災に関する情報提供方法の多様化などの観点から、有効なものであると考えますので、今後、設置事業者への要請・協議を行い、避難所への導入を推進してまいります。

2点目の「学校施設の非構造部材の安全点検等の実施について」は、原田教育長よりご答弁申し上げます。以上です。

○議長（水田 正）原田教育長。

○教育長（原田 修）2点目の学校施設の非構造部材の安全点検等の実施について申し上げます。議員仰せのとおり、東日本大震災においては、多くの学校施設で天井材、照明器具の落下など非構造部材の被害が発生し、人的被害が生じたほか、学校施設が避難所として使用できなかった事態も発生し、非構造部材

の耐震化の重要性が再認識されたところでもあります。文部科学省では、東日本大震災を受けて、学校施設の耐震化を平成27年度までの早い時期に完了させるという目標とともに、非構造部材の耐震点検及び耐震対策の取り組みを市町村に求めております。教育委員会といたしましても、その重要性については十分認識しており、これまでも建物の構造体の耐震化に向けた診断や改修工事、更に経年劣化等による修繕を毎年度実施しておりますが、非構造部材までは十分に対応できていない面もあります。各学校におきましては、学校保健安全法による児童・生徒の安全の確認を図るため、月1回、目視による安全点検を実施しており、文部科学省が作成した学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックにおいても、学校が点検する項目と学校設置者が点検する項目とがわかりやすく整理されておりますので、それらを参考に町長部局とも連携を図りながら、避難場所でもある学校施設の非構造部材の点検を今年度から計画的に行うこととしております。

○議長（水田 正）住吉君。

○1番（住吉英子）今回、地域防災訓練の避難所となりましたフルーツパークにきに、各メーカーの自動販売機が数台設置されておりました。例えば、設置場所の管理者などが手動で無料に切り替える、手動タイプの緊急時飲料提供ベンダー等、各メーカーで災害用自動販売機がありますが、現在、本町は6社との協定締結をされているかと思えます。今後、他社の飲料水販売事業者との協定締結していくことについてお伺いしたいと思います。

次に、本町で指定されている20か所の避難所のうち、学校施設を除き、乳幼児が1日の大半を過ごす生活、学習の場である保育所等の安全性を確保するための耐震化状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）1点目につきましては、おっしゃることはごもっともだと思いますので、前向きの姿勢で研究していきたいと思っております。

2点目の乳幼児施設、保育所なんかの耐震化の関係であります。どうしてですね、質問の中に当初から入れておいていただかないのか、今、私はここで答弁することはできませんが、当面、あの施設については、私、町長になってからですね、直しておりますから、耐震化ってのは、もしかしたら誤解しているかもわかりませんが、地震が来て、大きな地震が来て、最後まで潰れないってことではないんですよね。避難するだけの間、耐震、地震に耐えられるかどうかということでもありますから、保育所についても、私は十分対応できているとは思っておりますが、これらについては、今ここで間違った答弁をしてはですね、また後程訂正しなければなりませんので、ここでは、住民課長の方でおさえなければ、ちょっとお話ししたいと思います。この手の質問はですね、ちょっと書き加えてくれれば、すぐ答えれることでもありますから、これからはそういう方向でお願いしたいと思います。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）只今のご質問でございますけれども、これにつきましては、昨年度、総合振興局の方に問い合わせをしております。仁木町にございます保育園、にき保育園、それから大江へき地保育所、銀山へき地保育所でございますけれども、まず1点目といたしましては、1階であるということが対象外になっております。これは面積にもよりますけれども、面積においても耐震の部分にかなっておりますし、また、構造物についても、仁木の保育園につきましては、鉄骨の構造物でやっておりますので、これについても確認した限りにおきましては、耐震化の部分については大丈夫であるということでご伺っており

ます。以上です。

○議長（水田 正）住吉君。

○1番（住吉英子）災害に強いまちづくりの更なる推進を要望し、質問を終わります。

○議長（水田 正）次に『保育料の減免について』、『泊原発「安全確認協定案」について』以上、2件について、上村議員の発言を許します。上村君。

○7番（上村智恵子）『保育料の減免について』。本町の保育所は都市のように待機児童もなく、のびのびと安心して子どもを預けられるところです。現在、保育所に通っている児童の保育料階層別人数はどうなっているのでしょうか。また、所得税の額が4万円で階層が分かれています。4万円を基準にする根拠が何かあるのでしょうか。国で定められている保育料ですが、これは確かに高いと言わざるを得ません。減免制度の導入を検討してほしいと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）『保育料の減免について』の質問にお答えをいたします。1点目の「保育所に通っている児童の保育料階層別人数」についてであります。平成24年9月現在、第1階層0名、第2階層13名、第3階層9名、第4階層9名、第5階層10名の合計41名であります。2点目の「所得税の額が4万円で階層が分かれています。4万円を基準にする根拠があるのでしょうか」について申し上げます。町の保育料は、国の基準であります保育料徴収金基準額を基に決定しております。基本的には所得のある世帯には応分の負担を求めています。国の基準は8階層に区分されており、第8階層では所得税額が73万4000円以上となり、国の徴収金基準額は3歳未満児で10万4000円、3歳児以上で10万1000円となっております。町の階層区分については第5階層までとし、保育料の月額が3歳未満児で4万円、3歳児以上で3万7000円が最高額となっております。国が定める第5階層の月額は、3歳未満児で4万4500円、3歳児以上で4万1500円であり、町が定める第5階層の月額と比較すると、3歳未満児・3歳児以上で、ともに4500円の減額となっております。また、本町では、子育て支援推進のため、一般世帯での第2子は保育料の1/2、第3子は全額とする保育奨励金の支給を実施しております。平成20年度から平成23年度までの4年間、仁木町行財政構造改革プランにより、支給率を改定し、関係者皆様にご協力をいただき減額してまいりましたが、同プランの終了により、本年4月分から奨励金の額を改定前の金額に改め、保育料の負担軽減を行っております。また、本町独自で実施しております保育料減額規定によりまして、病気・けが・旅行については、日曜日、祭日を除く同一月内で連続7日以上欠席の日数を、感染症については、医師の指示による欠席日数を、日割り計算により減額をしております。この他にも、社会福祉法人よいち福祉会のご協力を得て、平成23年度にきめ細かな交付金事業を活用し、にき保育園内装等改修工事を実施し、保育環境の改善に努力しているところであります。現在、奨励金の支給及び保育料の減額を実施していることから、現段階では、新たな保育料の減額制度を導入する方向にはありませんが、今後におきましても、管内の状況等を把握し、安心して子育てのできる支援策を調査・研究してまいります。以上です。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）この中で、子育て支援推進のために、保育料、第2子から2分の1、第3子は全額という子育て支援の町の減免制度がありますけれども、これは、その所得税額が4万円以上の世帯については、この限りではないということで、第5階層の人たちが一番保育料が高くなるわけですが、その人方にはやっぱり減免制度がないんですね。それで、第4階層、前は第3階層、第4階層の所得税額

が国の基準では6万4000円だったものが、第4、第5がこの4万円を区切って改正されたわけですが、やはり、この所得税額4万円っていう人たちは仁木でも多いですけれども、この保育料が高くて、やはり幼稚園に通わせるっていう人たちが多くなっている階層だと思うんですね。それで、うちの町も国の基準よりは、第5階層の額を下げておりますけれども、これ以上、国の基準は4万円以上で4万4500円のところ、町は4万円ということで下げていますけれども、いろんな町を見ますと、それ以上に下げているところが種々あるんですね。その町によって、子育て支援はいろんな方策があると言われれば、それまでですけれども、やはり、そのところをちょっと、もうちょっと考えてもらいたい。それと第5階層で区切ったといううちの町の方針として、どういうことが挙げられるのか教えてほしいのと、それと改修工事をして保育環境の改善をしたということですが、にき保育園のどういうところを改善したのでしょうか。それと、保育所で一時預かりなんかもやっていると思うんですが、こういう一時預かりの内容とか、保育所に預けてくださいという宣伝とか、そういうものはうちの町ではやっていないのでしょうか。そのところをお聞きしたいんですが。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）只今のご質問でございますけれども、第5階層、保育所について、これは所得で4万円ということでしております。ただ、町といたしましては、国が定めている第8階層までございますが、これについては最大限、この階層の上からいきますと、所得税が73万4000円以上という部分が出てまいります。ただ、本町において、そこまでの所得といいますと、なかなか大変でありますし、この4万円というのは、何もないのかというお話がありましたけれども、実際には、国の方としては4万4500円という、この料金を徴収することになっております。ところが、仁木町においては4万円ということでございますので、これが1名の方がですね、1年間通った場合につきましては、1人あたり5万4000円ほど軽減されるという部分がございます。先程の子育ての支援推進報償費、この分についてですけれども、1階層は0円、2階層、3階層、4階層という部分がどうなるのかということで、子育て支援推進報償費を充てております。そして、5階層以上については、今申したとおり4500円以上の部分をですね、町が負担しております。また、今回、保育所に通っています生徒さんは全部で41名、園生さんは41名おりますけれども、ここの中に大変申し訳ないんですが、6階層、7階層の方も実際にはございます。ですから、本来であれば、ここで国の基準からいきますとひと月6万1000円ないし8万、こういうものを保育園の保育料として取られるわけですが、ここにおいては、6階層については2万1000円、7階層については4万円ほど軽減されております。この分についても、年間にいたしますと1名について、6階層については25万2000円、7階層については48万円ほど軽減されております。そういう意味で0階層から仁木町における5階層においてまでのものにつきましては、減免といいますか、報償費でありますとか、それから町の方が、以上につきましては、負担をしているという中身でございます。それと、保育所の改善でありますけれども、昨年度、仁木町の方で保育所と半年以上打ち合せをいたしまして、改修の部分でやっております。この部分については、主なところについてはトイレ、ここは小さいお子さんがですね、どうしても古い便器を使用して、ちょっと大変な部分もあったりとか、また粗相をしてちょっと汚した場合ですね、衣服をちょっと洗ってですね、干して、もう1回その一時的に仮のものを着て、お帰りの際には、きちっとした形でですね、帰せるように、そういうシャワー室を設けたり、また各部屋においてもですね、それぞれ壁が傷んだり、暗くなったりということで、天井でありますとか、壁、こういうようなものを補修してござい

す。1番の、第1目標といたしましては、前々年度、2年前ですけれども、総合振興局の方で各保育所の方にですね、検査が入りまして、ここは給食を提供しているということで、下の床がですね、木材を使っております、水を吸収する、こういうことでは不衛生であるということから、この改善命令が出ておりました。ここをまず、調理器、その他全部を除きまして、衛生的な、水の浸透しないビニール系ですけども、そういうものを承認していただいて設置をした上で、調理室の方の衛生的な面も改善しております。また、子どもたちがですね、壁に寄り添ったり、いろいろなもの汚くなっている部分もですね、不衛生となってきておりますので、この部分を改善するために壁を、クロスを張ったりとかですね、ペンキを塗ったり、そういうようなことで改善しております。とにかく、朝から通われてきてですね、用をたす、また手を洗う、手洗い場についてもですね、子どもたちが容易に洗える高さ、この部分をですね、考えまして、正面から入ったところに設置をしてですね、トイレから出てきてすぐに手洗いをして教室に戻れるというような内容にしてございます。そういうようなことで子どもたちにとっても、1日の中、結構長い時間おりますので、有意義に過ごしていただく、本当に元気で頑張っていただくために改善をしておりますし、また、ひと月に1回は保育所の方から、いろいろ問題とかあった場合についてはですね、苦情等を受けまして、こちらの方で改善できるものは改善するというので、お話し合いをして続けております。また、一時保育でありますけれども、これが結構増えてきておまして、時間体につきましては、7時半から大体1日にしますと18時、午後6時までということで1日、これについては2000円ということで年齢に限らずですね、いただいております。また、半日の場合もございまして、7時半から12時半まで、これ昼食を含むものでありますけれども1000円ということで、本当に親御さんが仕事の都合でですね、どうしても子どもさん見られないとか、または不幸がありましてですね、どうしても日中見ることができない、そういう場合ですね、こういう一時預かりを使用されまして、1歳から就学時前までですけれども、土日祭日は除きますけれども、この間につきましては対応しているということです。そのために慣らし保育でありますとか、そういうこともしておりますし、また、延長保育の部分でもですね、どうしても親御さんがすぐ来れないといった場合には、6時から1時間程度ですけれども、時間を取りまして、子どもさんをきちんと保育士が残ってですね、保護しているというような状況で現在しております。以上です。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）保育料はなかなか減免できないということですが、やはり、私はやはり仁木の子は、仁木の保育所で育てたいということから、ぜひ保育所の利用を増やしてほしいなというふうに思うんですね。他の保育所なんですけれども、幼稚園が休みで保育に困ったときの一時保育とか、家族の介護とか、看護あるのでとかいうことで、一時保育、運転免許を取りに行きたいけどという、こういうような理由でもね、一時保育を預かりますよってということで、少しでも保育所に入ってもらって、これは2000円かかりますけれどもね、そういうふうに保育所の利用をしてもらうことによって知ってもらって、こういうことをしている保育所もあるんですね。それで、こういうことをやっていますよということを図書室とか、私もこのチラシはどこでちょっと、どこかで貰ってきたんですけれども、やっぱりこう目に付くところで、ああ、うちの保育所はこんなこともやっているのかという宣伝、宣伝というか、ホームページなんかでもあるのかもしれませんが、やはり、保育所を利用していただくということで、町の保育所で安全に、安心して預かって欲しいなという願いがありますので、保育料も安ければ、すごく良いことなんですけれどもね、ぜひこういうところを検討していただきたいと思っております。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）おっしゃることは、十分理解できるわけでありまして。それで、只今、上村議員がおっしゃったようなことをですね、改善するといいますか、幼保一体改革、幼稚園と保育所を一本化した総合子ども園、これらについては、15年度ですから、平成27年度まで国としてもそういう方向で進めていきたいということは、これは新聞報道等で私どももおさえておまして、あと、現在、平成24年でありますから、ここに1～2年後にはですね、具体として、やはりそういう形のものが望まれる体制づくりをしなければならぬ、そういう時代が来るんじゃないかというふうに私も思っておりますので、そういうことも含めまして、また検討していきたいというふうに思っております。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）2問目に入ります。『泊原発「安全確認協定案」について』。泊原発周辺の安全確認等に関する協定について、8月21日の全員協議会で北海道総務部危機対策局原子力安全対策課から協定の内容を伺い、少しの質問もいたしました。町としてはどのような見解を出したのでしょうか。7月31日の道の素案に対して、意見交換は非公開とありましたが、仁木町として何か意見を出したのでしょうか。福島原発事故以後、地元4町村と16市町村を分ける意味があるのか疑問です。事故が起こればみんな被害者となるわけですから、安全確認には万全を期さなければなりません。協定の締結はいつ行われるのでしょうか。やはり町として、原発に不安を抱える住民に説明会を開いた方が良いと思いますが、説明会を開く考えはないのでしょうか。また、町長が発言していたオフサイトセンターを仁木商業高校に誘致したいということは進んでいるのでしょうか。住民を守るため、自治体が監視をする仕組みをしっかりと作っていかなくてはならないと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、『泊原発「安全確認協定案」について』の質問にお答えをいたします。1点目の「泊原発周辺の安全確認等に関する協定について、町としてはどのような見解を出したのでしょうか」についてであります。8月21日の仁木町議会全員協議会では、北海道から担当者の出席をいただき、泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書案の説明を受け、質疑に対する回答を得ながら、この協定書案に係る理解が深まったものと判断をしております。私は住民の安全を守る観点から、後志町村会を通じて、後志管内全体に拡大してほしいと考えていたこともあり、16市町村の総意として、今回の協定書案を締結していきたいと考えております。2点目の「仁木町として何か意見を出したのでしょうか」につきまして、事前の通報連絡や環境放射線の測定は、地域住民の安全を守る観点からも必要であると意見を申し上げたところであります。3点目の「地元4町村と16市町村を分ける意味があるのか疑問です。協定の締結はいつ行われるのでしょうか」について申し上げます。私は、立地自治体として過去の経過を踏まえた岩宇4町村と新たな枠組みで対処する16市町村では、知見を必要とする権限の扱いが異なるのはやむを得ないと考えております。協定の締結時期については、今後16市町村の考え方を調整していく必要がありますので、協議のための時間を要することと考えております。4点目の「町として住民に対する説明会を開く考えはないのでしょうか」につきまして、町民の代表である議会議員の皆さんを対象として議会全員協議会を開催していただき、説明した経緯もあり、私は、北海道に対し、必要な質疑や意見を伝えることができた判断しており、策定の締結前に住民に対する説明会を開催することは考えておりません。5点目の「オフサイトセンターを旧仁木商業高校に誘致したいということは進んでいるのでしょうか」に

ついてであります。私は議会全員協議会の閉会の際、誘致したい旨申し上げたところであります。現在、北海道では、立地候補地の選定に係る考え方について整理しており、選定にあたっては、有識者専門委員会から助言や関係自治体の意見等を踏まえ、国と協議の上、年内を目途に決定する予定となっておりますので、今後におきましても、仁木町としての意見や要望を行ってまいりたいと考えております。6点目の「住民を守るため、自治体が監視をする仕組みをしっかりと作っていかなくてはならないと思いますが、見解をお伺いします」につきましては、私は、UPZ圏内である本町は、地域防災計画を整備し、町民の皆さんの身体、生命、財産を守る立場から、今後におきましても、協定に関わらず、国、北海道及び北海道電力株式会社に対し、なお一層の安全対策を強く要請してまいります。以上でございます。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）2点目の環境放射線の測定とありますが、うちの町のモニタリングはいつからするのでしょうか。3点目の4町村との違いは、やむを得ないと考えているということですが、この協定書の中には、新增設やプルサーマルへの変更などの事前了解、火事などでの立入調査もなく、多くが事後報告となっています。これで良いのでしょうか。ニセコ町では、この協定案の中身をかなり修復して補足もして、訂正かけて要望、協定書の中身を替えているみたいですがけれども、この間の全員協議会の中での意見だけで町民の意見ということには、私はならないと思います。4点目の町として住民に説明会を開く考えはないということですがけれども、今回、行政報告の中に新幹線の説明会を今度、住民説明会をするということがありましたけれども、もう決まってしまったことを説明会とする、私は、この新幹線は決まっても良いんですけども、この住民説明会を在来線との絡みで同意する前に、やはり町として住民に説明会を開く必要があったのではないかなと思います。町長は町民の代表である議会議員に話したのだから、これはもう皆さんの意見を聞いたことだとありますけれども、議会が説明するのと、町、町民から負託されている町長ですので、やはり町の意見として、この協定書のことを町民に説明会を開くべきだと考えます。他の町村を聞いてみますと、黒松内も説明会をする。蘭越町では、この協定書そのものを町民に配布したってことを聞きました。その後、町民からの意見を聞くそうです。また、原発の危険性、また放射能がどういふものかという学習会、これは町民独自にやっているところもありますけれども、町としてもこういう原発はどういふものかという学習会の場所を提供したり、町長と語る町民の会を開いたりということもあります。倶知安町では、これから開く町政懇談会の中で、各所でこの問題を説明していくそうです。ニセコ町は、骨格が固まった段階で説明するということですがけれども、協定後に住民に説明しても、何ら変わらないのではないのでしょうか。私は、やはりこの確認安全協定という、安全確認協定ですか、これは本当に何の役にも立たないかもしれませんけれども、再稼働をするかどうかということによって、また住民の不安もかなり強くなると思いますけれども、この安全確認協定を締結したら、北電の方ではもう冬に入る前に電源が足りないといふから宣伝しておりますし、再稼働をしていくんじゃないかという危惧しております。あと、防災対策ですが、防災対策は、また事故が起こってからの後のこととなりますので、やはりこの安全確認協定をぜひ住民と一緒に説明会を開くべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）1点目の環境放射線の測定は、既にされているのかということですが、町独自で購入したものについてはですね、既に測定をし、皆さんに公表を、ホームページの方で既に公表しております。ただ、ここでいうのはですね、やはり大規模災害に備えて仁木町では役場庁舎周辺と銀山地区に



モニタリングポストが2つ、2基、1基5000万のものが2基建ちますので、これらも十分活用していかなければならないということでございます。それから、2点目の今出されている協定案です、やむを得ないと考えているということに対して、異論をおっしゃっているわけですが、これとてですね、よくよく考えてみますと、3.11以降、一年半も経っているのに何の成果も出してない、出せない、こういうことで町民の皆さんに、私は納得させることができるかということなんですよね。だから、協定は一度結んだから半永久的に50年、100年これできますということじゃないんです。当面、今、北海道電力、北海道、そして地元16町村がですね、この協定案であれば北海道電力も北海道も皆さんと協定を結びますよということを言っているわけです。ですから、強行に泊、岩宇4町村と同じでなければならぬと言っている首長もおります。ですけれども、それをずっと言い続けているとですね、いつまで経っても、2年後も3年後も協定結べない。果たしてこれが3.11以降の首長としての対応なんでしょうか。私はそこを一番危惧するわけでありまして。ですから、今、16町村、それはニセコ町でもいろんな意見が出され、仁木町においても上村議員も一部意見を言われ、関係者一堂に会して、また集まってですね、いろんな意見を出した中で、この案で北海道電力、北海道とじゃあ締結が結べるかどうかというの、これからの私たちの課せられた課題でありますから、まだ16町村一堂に会して、この関係で話し合ったことはありませんから、私は早急にですね、やはり話し合っ、それぞれの町村が抱えている問題、協定の中に入れられる問題、あればあるほど厳しい意見も当然その中にはもしかしたら入ってくるかもわかりませんが、入っても協定を結ぶということであればですね、私は厳しい方向での協定を結ぶべきだと思っておりますが、一向に進まないということが私は一番心配している。このままいきますと16町村と協定を結ぶことは、もしかしたらもっともっと先送りなるかもわかりません。それで良いかということ、私はここであえて述べているわけでありまして。ニセコ町が良い意見を出しているということであれば、それはそれとしてですね、参考にしながら協定の中に入れていきたいと思っております。それから、説明会でありまして、新幹線の関係を例にとってお話ししておりましたけれども、新幹線は北海道を挙げ、そしてこの仁木町も後志総合開発期成会、北海道新幹線を誘致する、そういうことで公費を投入しながら約40年間、これは町民の意思としてですね、進めてきた、その説明会は町民がするんじゃないです。勘違いはしてないと思っております、町民がするんじゃない。先程、行政報告の中で述べた関係機関がですね、仁木町地元にも協力してもらわなければならないので、情報を提供しますということで説明会を開いてくれるんです。ですから、町はその仲介役をするということでありまして。それから説明会、今度は原発の説明会、協定の中身も町民にも教えないで、町長どうなんだということでありまして、それは、私の町長としての職責であります。町民の皆さんから負託をされている町長として、町民の皆さんにマイナスになるような判断をしないわけですから、あえて説明会を開かないでも、私は町民の代弁を、代表する立場にありますので、それはしっかりとやりたいということでこうしているわけでありまして。なお、協定の中身の中でですね、どうしてもっていうことであれば、それは開かないとは言いません。開きますけれども、この問題については、いろんな意見あると思うんですよ。とにかく原発は即廃止だ。民主党も政策の中でですね、革新的エネルギー、環境戦略で2030年代原発稼働ゼロというふうに打ち出しました。しかしながら、閣議決定はされないと。まさに朝令暮改、曖昧模糊、右近左辺、右往左往、八方美人、こんなことが新聞記事に書かれております。これだけ、やはり経済界も交えたですね、この日本全体を見渡した中では民主党としても大変厳しい環境にあるというのは、私も重々承知しますが、私はとにかく町民の先程言った生命、身体、財産

を守る、そういうことに汗を流す立場でありますので、そういうことも踏まえてですね、これからも、きちんと発言をしていきたいと思っております。いずれにいたしましても、私と上村議員の考え方がですね、大きな相違はきっとないと思います。同じ方向で、目標は同じなんですけど手法がもしかしたら、右から行くか、左行くか、後ろから攻めるか、前から攻めるかで、ですから、こういう質問というのはですね、本当に町民の皆さんのことを思った素晴らしい質問だなと思っておりますし、私もこの質問を受けまして、これからも一歩踏み込んだ対応をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）町長が町民の負託を受けて自分の判断で説明会を開かなくても、町民のためにやっていくんだという趣旨はわかりました。協定に関わらず国とか、北海道、北海道電力に対して、安全対策をこれからも強く要請していくということなので、ぜひそういう立場で再稼働させないようにしてもほしいですし、そういう皆さんの安全のために力を尽くしてほしいと思います。以上で、質問を終わります。

○議長（水田 正）続いて、『農業後継者対策について』以上、1件について、嶋田議員の発言を許します。嶋田君。

○2番（嶋田 茂）『農業後継者対策について』。本町の基幹産業は農業であり、農業の振興なくして本町の発展はないと考えます。しかし、農業の将来展望は決して明るいものではありません。まず、平成24年度町政執行方針の中で、人と農地の問題解決のため、集落・地域における話し合いを通じて、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の作成を進めるとのことでしたが、進捗状況についてお伺いします。また、平成23年第4回定例会で一般質問をしました農業経営者対策について、町長の答弁では新規就農者の確保対策、また担い手人材育成について、農業委員会等と十分議論しながら考えたいとのことでした。その後、どのような対策を講じたのかお伺いします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、『農業後継者対策について』の質問にお答えいたします。1点目の「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の進捗状況」についてであります。7月5日に仁木町人・農地プラン検討会設置要領を策定し、同要領に基づき、仁木町農業委員会、新おたる農業協同組合及び後志農業改良普及センター北後志支所から推薦された5名の委員により、仁木町人・農地プラン検討会を設置いたしました。8月2日に第1回仁木町人・農地プラン検討会を開催し、町から人・農地プランに位置付けられていることが要件となっております青年就農給付金及びスーパーL資金の金利負担軽減措置の対象者7名についての原案を提出し、検討していただき決定しております。今後も、地域の農業者の代表であります農業委員会、新おたる農業協同組合及び関係団体のご意見をいただきながら、地域の中心となる経営体を随時追加してプランに位置付けしてまいります。2点目の「新規就農者の確保対策、また担い手人材育成について、農業委員会等と十分議論しながら考えたいとの平成23年第4回定例会での答弁に対する、その後の対策について」であります。新規就農者の確保対策につきましては、今まで、町と新おたる農業協同組合が個別に新規就農希望者の相談対応を行っていましたが、農業委員会、新おたる農業協同組合及び町が協議を行い、お互いに情報を共有しながら受入窓口を町農政課に統一することとし、常に迅速な対応に努めており、現在8件の相談を受けております。次に、担い手人材育成につきましては、仁木町農業担い手育成に関する条例に基づき、就農計画を認定された新規就農者及び農業後継者に対し、必要な支援を実施しております。また、旧仁木商業高等学校利活用を含め、仁木町公有財産利活用検討委員会の

中で、農業技術向上等を目的とした新規就農研修施設をはじめ、農業振興の拠点づくりの各種施設の提案がありましたので検討いたしました。旧仁木商業高等学校の利活用は困難であるという結論に至っております。今後におきましても、新規就農者や後継者育成のための施策につきまして、農業委員会と十分議論を重ねながら検討してまいります。以上でございます。

○議長（水田 正）嶋田委員。

○2番（嶋田 茂）そんな中ですね、人・農地プランについては、検討会の開催を行い、青年就農給付金やスーパーL資金の金利負担軽減措置の対象者について決定しているということではありますが、この人・農地プランでは、集落又は地域における話し合いによって中心となる経営体への農業の集積なども行うことができます。中心となる経営体の方に農地を提供する方も、農地集積協力が受けられます。遊休農地の解消を図るためにも有効の制度だと感じます。今後において、農地の利用集積を行うのか、また行うとした場合、地域との話し合いなど、どのように進めていくのかお聞かせください。次に、新規就農者の関係につきましては、相談対応を町の農政課に統一し、JAや農業委員会と情報を共有しながら進めていくということですが、非常に有効なことだと思います。しかし、新規就農者の、入って来る人たちの中での考え方というのは、ただそういう事務的なことじゃなくて、前回にも言った記憶はあるんですが、やっぱり人と人との繋がりやサポート体制といいますか、また、プロの農業の人がその人たちをとにかく成功させるようにサポート体制がなければ、ただ新規で入ってきても成功はしません。そんな中ですね、一番の問題として私が考えるのは、まず第1点は、新規に入ってきても所得の向上を上げられるか。労働力の確保、これ2点目です。そんな中では、労働者確保の中で、やっぱり新規就農者で入ってきた場合に、人を使って作るものに対して、やっぱり人、お金がいります。そういう中でも、町として中心を農政へ持ってきたのであれば、そこまで考えてやっていただかないと、当然新規に入ってきた人がただ、はい、手挙げました、やりました、だけでも実際には失敗して出ていきましたじゃあ、やっぱりこれじゃ町としてもやっていく意味がないと思います。実際にはやっぱり根付いてもらわなければ、仁木町として、またそんな中ですね、国としても13年度の部分でももう出てきているんですが、個々の町に関して、その関係する農業支援といいますか、事業といいますか、それが1か月ぐらい前、農業新聞で出ています。そんな中、見た中では、戸別所得補償経営安定推進事業だとか、地域農業活性化や6次産業化事業、また強い農業づくり交付金、産地再生総合支援事業、野菜価格安定対策事業、果樹・茶支援対策事業など、項目を拾えばまだまだあるんですが、こういうこともその2013年度からやるということです。だからそういう事業に対して、この町として、有効にそういうものを活用できるような人材といいますか、そういう人が町に1人置いていただければ、もっともっと農業経営の方にも力を入れられるんじゃないかと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）嶋田議員の只今おっしゃったことはですね、私も町に課せられた仕事の本当に重要な位置付けであるというふうに思っております。先日もNHKの方でですね、仁木町で新規就農に入った、これはテレビで放映されておりますから名前を言っても構わないと思うんですが、喜井さんという方、これは地域的に言えば東睦地区だと思うんですが、喜井さんという方がご夫婦で入ってきて、みんながサポートしてですね、特にテレビで多く映っていたのは、農業委員会の代理であります鶴田さん、一生懸命ブドウの剪定等も話しておりましたし、喜井さん自身も全くの素人が入ってきたけども、決断して仁木町に

来て本当に良かったというような感想を述べておられました。あれが起爆剤となってですね、きっと仁木の方にもこれから、現在は8名の相談であります、これからどんどん仁木町の方に来ると思いますが、おっしゃったとおり、やはり幾ら農業はですね、一事業主とはいえどもですね、やはり、一人前に定住してもらうためには、それなりのサポート、下支えをしていかなければならないというふうに思っております。先程言った、本当に入ってですね、所得を上げることができるだろうか。また、働くのに本当に夫婦二人で良いのだろうか、雇用の確保を図るためにはどういう伝手でいったら良いか、そういうこともいろんな困難な状況ってのは多々あると思います。そういうことからいたしましても、只今、嶋田議員がおっしゃったようにですね、2013年度、これは平成25年度から戸別所得補償はもちろん継続でありますけども、いろんなものにですね、産地促進、6次化に向けてのいろんな事業、こういったものの取り組みをしていくためにですね、やはり強力な体制を組むべきではないかというお話もございましたし、スタッフ的にも、専門的な人を1人くらいですね、やっぱり増員すべきというお話もいただきましたので、これらについては、来年度は、私は選挙の年でありますから、当初予算は骨格予算、新規の事業を一切入れないというですね骨格予算でなければ、これは首長としてのマナーに欠けるというふうに言われておりますから、今言われたことが果たして当初予算に乗せられるかどうかは別としてもですね、仁木町の農業振興のためにですね、一生懸命やっていきたいというふうに思っておりますし、また、お気付きの点についてはですね、これからも現課担当職員にですね、私も含めて言っていただければ、できることできないこと判断いたしますので、よろしく願い申し上げたいと思います。大変四散に富んだご意見を賜り、ご意見、また方向性、こういったものもですね、貴重な意見を賜りましたので、大変参考になりました。積極的に対応していかなければならないと、改めて心に感じたところでございます。以上です。

○2番（嶋田 茂）このものに関してはですね、やっぱりスピードなんです。他市町村は、かなり24年度の予算が、4月から執行される前からもう準備をしまして、かなり進んでいます。そんな中ですね、仁木町、私たちの町はですね、少し遅れているのかなど。本当に町長のお考えがそこまで来てくるんでありますからスピードを持ってですね、これから新規に入って来る方、またUターンして後継者として帰ってくる方に対して、どんどん私もサポートしますんで、どんどんいろんな面でお力添えをいただければと思います。質問を終わります。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）嶋田議員には大変貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。スピードを持って対応していきたいと思っております。

○議長（水田 正）以上で、『一般質問』を終わります。暫時休憩します。

**休 憩 午前11時47分**

**再 開 午後 1時00分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

**日程第11 議案第1号**

**平成23年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について**

**日程第12 議案第2号**

**平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第13 議案第3号**

**平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第14 議案第4号**

**平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について**

○議長（水田 正）日程第11、議案第1号『平成23年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』ないし、日程第14、議案第4号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』以上、4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第1号でございます。『平成23年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成23年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成24年9月24日提出、仁木町長 三浦敏幸。

議案の第2号でございます。『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成24年9月24日提出、仁木町長 三浦敏幸。

続いて、議案の第3号でございます。『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成24年9月24日提出、仁木町長 三浦敏幸。

議案の第4号でございます。『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成24年9月24日提出、仁木町長 三浦敏幸。以上、4件でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（水田 正）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本決算認定については、山下議会運営委員会委員長の報告のとおり、議長並びに議員選出監査委員を除く7名の委員で構成する、平成23年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中に審査することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長並びに議員選出監査委員を除く議員7名で構成する、平成23年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することに決定しました。

それでは、平成23年度各会計決算特別委員会委員により、正副委員長を互選願ひます。暫時休憩します。

**休 憩 午後 1時 4分**

**再 開 午後 1時24分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

休憩中に正副委員長の互選が行われ、その結果報告がまいりましたので報告します。平成23年度各会計決算特別委員会委員長に上村君、副委員長に林君が互選されました。閉会中の審査、よろしく願います。

資料要求の件についてお諮りします。本決算特別委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって、町長に資料要求をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、委員から審査に必要な関係資料要求があったときは、所定の手続をもって、町長に資料要求することに決定しました。

#### 日程第15 議案第5号

#### 仁木町道路線の認定について（冷水峠線）

#### 日程第16 議案第6号

#### 仁木町道路線の認定について（西光線）

#### 日程第17 議案第7号

#### 仁木町道路線の認定について（西光2線）

#### 日程第18 議案第8号

#### 仁木町道路線の認定について（西光3線）

○議長（水田 正）日程第15、議案第5号『仁木町道路線の認定について（冷水峠線）』ないし、日程第18、議案第8号『仁木町道路線の認定について（西光3号線）』以上、4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第5号でございます。『仁木町道路線の認定について』。道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり仁木町道路線の認定をする。平成24年9月24日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。整理番号152。路線名・冷水峠線。起点・仁木町東町緑ヶ丘178番地先。終点・仁木町東町緑ヶ丘164番地1地先。延長1111.03m、幅員17.45m、40.41m、車道幅員は5.5mでございます。主な経過地につきましては、道道余市赤井川線でございます。

続きまして、議案の第6号でございます。『仁木町道路線の認定について』。文言については、道路法等については同じでございます。記。整理番号153、西光線。起点・終点、仁木町西町3丁目10番地先、西町3丁目23番地10地先。延長221.12m、幅員6.00m。主な経過地は町道7番線でございます。

引き続きまして、議案の第7号でございます。『仁木町道路線の認定について』。記。整理番号154、西光2号線。起点・終点、西町3丁目18番地先、仁木町西町3丁目20番地先。延長58.81m、幅員6m。主な経過地は町道7番線でございます。

続きまして、議案の第8号でございます。『仁木町道路線の認定について』。整理番号155、西光3号線。起点・終点、西町3丁目23番7地先、西町3丁目23番8地先。延長58.84m、幅員6.00m。主な経過地としては町道7番線でございます。以上のとおりでございます。認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水田 正）一括議題4件の説明が終わりました。現地調査のため、暫時休憩します。

**休 憩 午後 1時28分**

**再 開 午後 3時00分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

これから、議案第5号『仁木町道路線の認定について（冷水峠線）』ないし、議案第8号『仁木町道路線の認定について（西光3号線）』以上、4件の質疑を行います。質疑は、一括して行います。質疑はありませんか。横関君。

○8番（横関一雄）8番、横関です。先程、道路認定の場所を見させていただきました。西町についてはですね、これは問題ないかなと思うんですけど、ちょっと気になったのはですね、先程、課長の説明もありましたけれども、冷水峠のですね、道路予定地の他の、要は側面というんですか、要は草木の維持管理、先程、山の方で伺ったときは、職員というか、自賄いでやるかっていう話が出たんですけども、これ、1.何kmっていうキロ数なんですけども、これ本当に職員で、自賄いでやるつもりでいるのかどうか、その辺ちょっと1点だけ聞かせてください。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）冷水峠線なんですけども、担当としてはですね、交通量も少なくでですね、草がですね、かなりひどい場所だけをですね、道路にですね、草が伸びてきているとか、そういうところをですね、直営ということで考えていましたけども、あとまたちょっと状況に応じまして、賃金等でですね、業者さんにですね、お願いする場合もあるかと思しますので、これからちょっとですね、再度検討したいと思います。以上です。

○議長（水田 正）横関君。

○8番（横関一雄）今の答弁、大体納得しますけれども、あと1点。それとですね、冷水峠、先程も言っていました仁木町と余市町の境界付近、何年間でしたっけ、道路が崩れた経過があります。そういうことですね、例えば、その豪雨の後の、例えばその何というんですか、現場の確認とか、そういう維持はうちの町がやるんですか。それとも土現の方がやるのか。果たしてその道路が、例えば壊れた場合、崩れた場合、道道から町が、町道にということになりますんで、その辺の補修はどういう形になるのか、その辺、また1点お聞かせください。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）道道をですね、降格して町道に認定するわけなんですけども、協議の中ではですね、傷んでいる路面とか、あとは立木が立っている場所とかですね、そういうのを切ってもらいたいということで、道には説明しております、あと法面等ですね、崩れるとかいう場合はですね、あくまでも道路管理者がですね、対応するべきものでありまして、本町、仁木町がですね、対応することになります。あと、パトロール等はですね、建設課の職員で豪雨、大雨のときですね、パトロールしたいと考えております。以上です。

○議長（水田 正）その他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）それでは、質疑がないということなので、これで質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、議案第5号『仁木町道路線の認定について（冷水峠線）』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町道路線の認定について（冷水峠線）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町道路線の認定について（冷水峠線）』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号『仁木町道路線の認定について（西光線）』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町道路線の認定について（西光線）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町道路線の認定について（西光線）』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号『仁木町道路線の認定について（西光2号線）』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町道路線の認定について（西光2号線）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町道路線の認定について（西光2号線）』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号『仁木町道路線の認定について（西光3号線）』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町道路線の認定について（西光3号線）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。



したがって、議案第8号『仁木町道路線の認定について（西光3号線）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第19 議案第9号

### 平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）

○議長（水田 正）日程第19、議案第9号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第9号でございます。『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』。平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ9390万円を追加し、予算の総額を33億7473万9000円とするものでございます。第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。第2条、地方債の補正でございます。地方債の変更は、第2表 地方債補正によるものでございます。平成24年9月24日提出、仁木町長 三浦敏幸。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第9号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。9款、地方特例交付金から21款、町債をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計9390万円を追加し、補正後の歳入合計額を33億7473万9000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。2款、総務費から13款、諸支出金をそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計9390万円を追加し、補正後の歳出合計額を33億7473万9000円とするものでございます。

続きまして、3ページ、第2表 地方債補正、1. 変更でございます。臨時財政対策債の限度額の変更でございまして、平成24年度の発行可能額が決定されましたので、それに基づき434万6000円を追加いたしまして、補正後の限度額を1億1834万6000円に変更し、合計を4億8444万6000円とするものでございます。この臨時財政対策債については、地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行する地方債でございまして、毎年度、元利償還金の100%に相当する額が普通交付税の基準財政需要額に算入されるものでございます。

次に、5ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に6ページ、歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、国・道支出金が584万2000円の増、その他財源1万3000円の増、一般財源8804万5000円の増となっております。

次に7ページ、歳入でございます。9款、1項、1目、地方特例交付金につきましては、85万6000円で

決定されましたので、14万4000円を減額するものでございます。

次に8ページ、10款、1項、1目、地方交付税につきましては、本年度の普通交付税が17億3775万円で決定されましたので、7775万円を追加するものでございます。前年度の普通交付税と比較しますと、2400万1000円、1.4%の減となっております。その主な内容といたしましては、基準財政需要額の公債費は、想定どおり7603万9000円の減でございましたが、地方再生対策費及び雇用対策地域資源活用推進費の代わりに本年度創設されました臨時費目である地域経済雇用対策費が前年度より7176万6000円の増となったこと及び個別算定経費が2831万6000円の減となったこと等によるものでございます。

次に、9ページでございます。15款、道支出金、2項、道補助金、1目、総務費補助金570万円の追加につきましては、6月に要望した2つの事業、北町地区防災排水対策調査事業及び町道漁別1号線路盤改良舗装事業に係る地域づくり総合交付金の割当内示に伴う補正でございます。2目、民生費補助金14万2000円の追加につきましては、子育て支援対策事業補助金でございまして、後程説明する歳出補正額と同額の補助金を追加するものでございます。

続きまして、10ページでございます。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、地方財政調整基金繰入金につきましては、歳入の増に伴いまして141万1000円を減額するものでございます。

次に、11ページでございます。20款、諸収入、5項、4目、雑入650万6000円の追加の内訳といたしましては、平成23年度北後志消防組合負担金の精算還付金が594万7000円、平成24年1月に罹災した銀山小学校の窓ガラス破損に係る建物災害共済金4万1000円、北後志衛生施設組合の平成23年度繰越金精算による負担金還付金49万4000円、平成23年度後志教育研修センター負担金精算還付金1万1000円及び、平成22年度強い農業づくり事業に係る1経営体分の消費税返還金1万3000円を計上したのようになってございます。8目、過年度収入につきましては、目を新設した上で101万1000円を追加するもので、平成23年度重度心身障害者負担金の精算に伴う過年度収入でございます。内訳といたしましては、補装具給付費負担金精算による道費不足分3万1000円、障害者医療費負担金精算による国費不足分13万円と道費不足分4万9000円の計17万9000円。それと障害者福祉サービス費精算による道費不足分80万1000円が過年度収入となるものでございます。

次に、12ページでございます。21款、1項、町債、7目、臨時財政対策債につきましては、先程3ページの第2表 地方債補正で説明したものでございます。

歳入を終わりました、13ページ、歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費3万7000円の追加につきましては、銀山第2町内会館補修工事に係る補助金でございます。4目、財産管理費2万5000円の追加につきましては、消防救急デジタル無線中継局用地購入費2万4000円と契約に係る収入印紙代として消耗品費1000円の追加でございます。

次に、14ページでございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費13万3000円の追加につきましては、尾根内会館のアルミタラップ取付工事請負費の増、2目、老人福祉費4万1000円の追加につきましては、高額介護費の増額に伴う後志広域連合負担金の増でございます。4目、心身障害者特別対策費13万3000円の追加につきましては、平成23年度障害者自立支援給付費国庫負担金の精算に伴う返還金でございます。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費14万2000円の追加につきましては、児童虐待防止の周知啓発を目的とするリーフレットを全戸配布分1400部購入等の経費ですが、同額が道補助金として入ってくるものでございます。4目、保育所費30万8000円の追加につきましては、平成23年度実績

に基づき、国・道への返還金が生じたものでございます。

続きまして、16ページでございます。4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費54万6000円につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金を追加するものでございます。

次に、17ページでございます。6款. 農林水産業費、1項. 農業費、3目. 農業振興費98万6000円の減額につきましては、桜桃結実促進事業が実施できなかったことによる補助金100万円全額の減額及び平成22年度強い農業づくり事業に係る1経営体分の消費税返還金1万4000円を計上したものでございます。

続きまして、18ページ、7款. 1項. 商工費、2目. 商工振興費81万1000円の追加につきましては、観光管理センターの冷蔵庫屋根修繕に係る委託料の増でございます。

続きまして、19ページ、8款. 土木費、2項. 道路橋りょう費、1目. 道路橋りょう総務費37万6000円の追加につきましては、新規町道認定路線に係る道路台帳図作成業務委託料を追加するものでございます。2目. 道路維持費297万1000円の追加につきましては、新規除雪路線、車歩道合わせまして6路線が増えることに伴う除雪委託料の追加でございます。3目. 道路新設改良費につきましては、財源内訳の変更でございます。

次に、20ページでございます。9款. 1項. 消防費、2目. 水防費352万8000円の追加につきましては、北町地区防災排水対策調査業務委託料を新たに計上するものでございます。

次に21ページ、10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費5万円の追加につきましては、後志教育研究会理科教育研修会が本町で開催されることとなったことに伴う補助金の増でございます。5項. 保健体育費、1目. 保健体育総務費14万9000円の追加につきましては、各種スポーツ大会で優秀な成績を収め、全道大会やそれ以上の規模の大会に出場している選手が例年より増えたことから、各参加選手に対する助成額を追加するものでございます。

最後に22ページ、13款. 諸支出金、1項. 基金費、1目. 財政調整基金費につきましては、予算調整として8563万6000円を積立金として追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。上村君。

○7番（上村智恵子）7番、上村です。はじめに、17ページの農業費にちょっと関連しまして、大江の小学校から入ったところで新規の人が農地をだいぶ改造していたんですけども、今、あそこはストップされているように思うんですけども、もし、その経過がわかりましたらちょっと教えてほしいんです。それと、19ページの除雪委託料なんですけども、今年度も随意契約5社でやっていると思うんですけども、その随意契約でやっていくのか。この2点、お聞きします。

○議長（水田 正）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）17ページの農林水産業費の関係のご質問について、お答えしたいと思います。まず、大江1丁目、旧大江小学校から入って行く山林側の原野等の開発につきましては、企画課が所管しております土地等ですね、開発行為にあたるのではないかとということで、庁内的には、企画課を窓口にして取り扱っているということでございますので、企画課の方から現況についてお答えしたいと思います。昨年8月以降、土地に関する開発が、整地等が進められているという情報がございまして、昨年8月以来、関係部署において現地の見回り等をですね、確認をして、現在に至っているところでございます。何度か事業を進めている団体の代表が町の方に訪れまして、今予定している事業の説明をですね、した経過

がございます。それを受けて関係の農業部分では、サクランボの植栽だとか、ブルーベリーの植栽だとか、そういった事業を通して、そのオーナーを募集しながら、それを提供するという事業をしたいということで、農業委員会及び農政課の方にも、たびたび相談に見えていたという経過でございます。今年度に入りまして、新たな河川のですね、関係について、その付近をですね、公園化したいというような相談がありまして、そういったことで、建設課ともですね、現地を見に行ったりしていたところでございますが、8月に入りまして、何か情報によりますと事業として今止まっているというような情報が寄せられ、そしてその確認をですね、従業員の方にしたところ、9月いっぱい一旦事業を打ち切るような情報が町の方に入っております。そういったことで企画課といたしましては、今のところそういった状況ではございますが、いずれにしても土地をですね、開発しているだとか、あるいは植栽している現状もございますので、今後、また推移を見守りながらですね、その状況について情報を収集していきたいというふうに捉えているところでございます。説明は以上でございます。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）除排雪をですね、委託関係でございますけども、現在はですね、平成17年度からですね、地元の業者さん5社でですね、仁木町除雪事業協同組合を設立いたしまして、仁木町をですね、全域をですね、1委託業務としてですね、発注しております。その発注におきましてはですね、経費の削減、全域をですね、仁木町全域を1本で発注することによって、経費の削減が図られるということですね、また、構成員相互の応援の体制ができるということでありまして、そのことによりまして町民のですね、サービスの向上が図れるということでありまして、仁木町全域の除排雪の業務をですね、仁木町除雪事業協同組合と随意契約をしているわけです。今年度もですね、組合とですね、随意契約をする考えであります。以上であります。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）最初の件ですけども、私も何回か見に行っているんですけど、今半分が植栽されているんですけども、もう半分は削ったままになっているんですよ。それで、朝の監査の指摘の中にも、大雨が降って土砂が流出するってということで、現場管理について指導監督を行うようにというふうになりましたけど、今その相手がいなければ、ちょっとこういう災害のときにどうしていくのかなと思うんですけども、やっぱりそういうところを、どこが責任ということもないでしょうけども、畑とかにその土砂が崩れていかないように、やはり町の方でも見守ってほしいなというふうに思います。それと除雪ですけども、もし新しいところがこの組合に参入してやりたいというふうに入ってきたときには、これは、町は関係ないんでしょうか。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）事業組合のですね、構成員の変更だと思いますけども、その場合はですね、指名願をですね、の変更を出してもらいまして、その変更書の申請書をですね、担当として見て、人員、機械の確保がですね、確保できているのを確認できますと、入札にはですね、参加できるとは考えておりますけども、構成員の増減はですね、組合の関係ですので、町がですね、ちょっとタッチできないような関係であります。以上です。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）北林の関係でありますけども、あそこは農事組合生産法人の用地であります。私は人

命に関わるような状況が起きた場合には、その辺は考えますけども、今の段階では、そこに行って手を施すということはできないものと思っておりますので、そういう考えで現在おります。

○議長（水田 正）その他、ございませんか。横関君。

○8番（横関一雄）8番、横関です。17ページの桜桃の促進事業についてでございます。ちょっとお聞きしますけど、これは今年事業は行わないということで全額戻ってきたわけでございますけども、この事業というのは、何年前から行われていてですね、そして、今、桜桃関係もですね、だいたマトに移り替わりまして、かなり面積が減ってきていると思うんですけども、そういった中でですね、この補助事業がいつから始まって、そして、そのときには大体どのぐらいの面積があって、今現在どのぐらい減ってきて、この金額になってきているのか、その辺はわかりましたら、ちょっとご説明いただきたいというふうに思います。

○議長（水田 正）川北農政課長。

○農政課長（川北 享）桜桃の結実促進事業でありますけども、平成24年度、今年度からの事業となっております。この事業予定といたしましては、今年度から5年間を予定しております。面積の関係ですけども、現在の面積は約、桜桃で200畝となっております。ちょっと5年後も今ある面積を確保していくというか、この部分を維持していくために、このような結実事業を行うという考えです。以上です。

○議長（水田 正）横関君。

○8番（横関一雄）24年からということですね、そして200畝、今、先程も申し上げましたけれども、年々これ今本町の作付面積、マトに移り替わり、切っております。情報によりますと、また更に切って、サクランボもそうですけども、ブドウも切って、マトに移り替わるような話がどんどん出ておりますけども、そういった中で、やはり今の200畝、これが減れば今後ですね、この事業費というのは減っていくのか。たぶん減っていかざるを得ないと思うんですけども、その辺の見返りをお答えいただきたいと、まず、これが1点。先程、同僚議員の方から、町長の方から北林ということで名前が出ましたので、北林と言わせていただきますけども、先程も同僚議員から出ました、これ農業法人ということでもありますけども、町長も現地行って見て来たのかどうかわかりませんが、私も先々週ですか、ちょっと初めて上の方まで行って見させていただきました。プレハブがある東側と言ったら良いのかな、余市寄りの方、かなり広大に削ってですね、斜面を削って砂利を敷いてありました。その辺、何を目的としてやるのかわかりませんが、その削った後、沢にただ落ちっぱなしということで、あれはかなり、やはりですね、土砂が雨降ったら流れるんじゃないかというふうに思っております。そしてですね、その反対、南側の斜面と言ったら良いのかな、赤井川寄りの方は、確かに桜桃も植えてありましたけども、専門家的にはちょっとわからないんですけども、かなり植えてないその樹木、何でしたか、ブルーベリーだとか、桜桃の木だとか、まだ黒いポットに入って、かなりの数、道路縁に置いてありまして、だいた枯れかかっておりました。それを見てずっと上に上がっていきますとですね、何て言ったら良いんでしょうね、かなり乱獲に地面を掘って、土管を埋めたり、そのまま点在しておりました。そういった中でですね、峠側の方もですね、かなりちょっと開拓しておりますけども、その辺農政としてですね、農業法人に対してどういう指導を行ってきたのか。その辺も1点ですね、お聞かせ願いたいと思います。というのは、やはり今本人がですね、どこにいるのかちょっとわからないというような情報も入ってきておりますのでですね、今後、冬に近くなりますね、雨も多くなってきましたので、その辺、やはり、きちっとですね、本人を見つけてですね、指

導しなきゃならないんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、その点、農業委員会の会長さんもおられますし、農政課の課長さんもおられますんでね、その辺どういう指導を今までやってきたのか、ちょっとご説明いただきたいなというふうに思います。

○議長（水田 正）川北農政課長。

○農政課長（川北 享）まず、桜桃結実の部分でございますけども、これにつきましては、年間120升ということで、この辺考えております。それで極端に面積がこの後、桜桃の面積が極端に減らない限りは、この年間120升という数を何とか確保していきたいと考えております。それとあと北林の関係でございますけども、一応、農地の部分にサクランボを植栽する分につきましては、農地ということでありましたけども、今後、あのままに放置されますといろいろな問題が出てくると農政でも考えております。例えば、鳥獣が出てきたり、奥の植栽を予定していなかった部分につきましては、山肌見えている部分となっておりますので、その辺代表なりに話をしまして、その辺の管理を十分にやってもらうよう、話をしようとは考えています。

○議長（水田 正）よろしいですか。横関君。

○8番（横関一雄）大体、課長の説明でわかりましたけども、これは今するんじゃないくて、やはり見てたらね、言葉が悪いんですけど、私には乱開発に見えるんですよね。今年もですね、一時、大江地区の方で水が出てですね、その辺の河川を汚したということで苦情が出たっていうことを聞いているんで、これからますますこの雨が多くなっていく時期、やはりきちっと対処するものはですね、農政としてですね、農業法人なんですから、やはり今後はしっかり嚴重にですね、指導をですね、していただきたいと思います。それとですね、先程120升を確保していきたいという話でしたけれども、これはやはり農協だと思っておりますよね。そして、やはりそのマメコバチですか、それを本当に120升確保できるのか、できないのかということですね、きちっと具体的にやらないと、予算はもらいました、予定は120升でしたけども、全然来てませんよじゃ、これ、失礼な話ですけども、補助金貰う側も悪いし、出す側も悪いですよ、これ。やはりですね、これ税金投入しているわけですから、確実なところでしてもらわないと、使わなかったからこれ補正で返せば良いというそういう具体的な問題じゃないですよ。やはり、それも農政としてきちっとですね、後々の言い訳できるようなきちっとですね、補助金ですね、申し込み、これはJAに対してもですね、きちっとやってもらってからですね、予算付けししていただきたいとかように思います。以上です。

○議長（水田 正）川北農政課長。

○農政課長（川北 享）今年度の分につきましては、本当に確保できなかったということで、大変申し訳ないことをしたと思っております。それで、次年度に向けましては、春先からJAの方に何とか確保してもらうということで、JAの方といたしましても、資材会社、そして全農、それと青森のリンゴ協会の方に早くから話をして何とか確保に向け、働きかけておりますので、次年度は何とか量を確保したいと考えております。以上です。

○議長（水田 正）その他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）それでは、「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第20 議案第10号

### 平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（水田 正）日程第20、議案第10号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第10号でございます。『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』。平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ54万6000円を追加いたしまして、予算の総額を2億3374万7000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表で表しているというものでございます。平成24年9月24日提出、仁木町長 三浦敏幸。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第10号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』について、ご説明申し上げます。1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計54万6000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億3374万7000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費に10万5000円、4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金に44万1000円をそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計54万6000円を追加し、補正後の歳出合計額を2億3374万7000円とするものでございます。

次に3ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から5款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、すべて一般財源で54万6000円の増となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、1項、2目、一般会計繰入金54万6000円の追加でございます。

次に7ページ、歳出でございます。1款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費10万5000円の追加につきましては、扶養控除廃止に伴う所得調整控除の導入に係るプログラム修正費負担金を追加するものでございます。

最後に、8ページでございます。4款．諸支出金、1項．償還金及び還付加算金、1目．一般被保険者保険税還付金44万1000円の追加につきましては、平成23年度以前の資格喪失者において、還付すべき国保税の額が当初見込みより増えたこと等によるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（水田 正）『異議なし』と認めます。

したがって、議案第10号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第21 議案第11号 仁木町暴力団排除条例の制定について

○議長（水田 正）日程第21、議案第11号『仁木町暴力団排除条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第11号でございます。『仁木町暴力団排除条例の制定について』。仁木町暴力団排除条例を別紙のとおり制定する。平成24年9月24日提出、仁木町長 三浦敏幸。

制定の趣旨をはじめ内容等につきましては、岩井総務課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）岩井総務課長。

○総務課長（岩井秋男）議案第11号『仁木町暴力団排除条例の制定』につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、今回の条例制定に至った経緯であります。国では平成3年に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律を施行し、自治体の許認可や公共事業への参加を要求する行為を禁止し、暴力団員の暴力的要求行為について必要な規制を行うなどの対策を強化しているところであります。しかし、近年の暴力団は、犯罪行為だけではなく、その集団の威力行為を背景とし、また自らを暴力団員であることを隠すなどして、より身近な社会経済活動等に深く食い込み、住民の平穏な生活に大きな影響を与えていることから、全国的に暴力団を公共事業から排除するための条例制定の気運が高まっております。都道府県においても、平成22年4月1日に福岡県で条例制定されたのをはじめ、北海道でも平成23年4月1日に北海



道暴力団の排除の推進に関する条例が施行され、その後、同年10月1日に東京都及び沖縄県を最後にすべての都道府県において条例が施行され、道内の各市町村においても条例制定に向けた動きが広がってきている状況にあります。本条例の制定にあたっては、余市警察署からも管轄町村である北後志の5町村が一体となって推進することにより、大きな効果が得られるとして、早期制定に向けた取り組みの要請を受けているところであり、本町としても平成3年に宣言した暴力追放の町宣言の一層の推進が図れるとともに、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すため、本条例を制定するものであります。

それでは、条例案についてご説明申し上げます。第1条では、本条例の目的を定めており、この条例は仁木町から暴力団の排除について基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、町、町民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し、町民の安全で平穏な生活の確保に資することを目的とするとしております。

第2条では、定義として条例に係る用語の意義について規定しております。

第3条では基本理念を定めており、暴力団の排除は社会全体として暴力団が町民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として町、町民と関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならないとしております。

第4条では、町の責務を規定しております。

次に、第5条でございますが、第5条では町民及び事業者の責務を規定しております。

第6条では、町の事務事業における措置を定めております。第1項では、町はその発注する建設工事、その他の町の事務、又は事業により暴力団を利することとならないよう、町が実施する入札に暴力団員または暴力団関係事業者を参加させない等の必要な措置を講じるものとするとしております。第2項では、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、下請、その他の当該契約に関連する契約の相手方から、暴力団員を排除するために必要な措置を講じるよう求めるものとするとしております。第3項では、町は町の事務事業に関して契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行にあたって、暴力団員等から不当介入を受けたとき、又は下請契約等の相手方が、当該下請契約等に係る業務の遂行にあたって暴力団員等から不当介入を受けたことを知ったときは、町に報告するとともに警察に通報するなどの必要な協力を行うよう求めるものとするとしております。

第7条では、公の施設の利用の許可等について定めており、町長、教育委員会及び指定管理者は、公の施設が暴力団の活動に利用されることと認められるときは、当該公の施設の利用を許可しないこと。また、第2項では、既に公の施設の利用を許可している場合における取り扱いとして、許可の取り消しや利用停止の求めについて規定しております。

第8条では、町民及び事業者に対する支援を定めております。

次に、第9条でございますが、第9条では青少年に対する教育等を定めております。

第10条では、広報及び啓発活動について規定をしております。

第11条では、条例に定めのない事項の取り扱いを定めております。

附則の第1項は、施行期日を定めたものであり、本条例は公布後、暴力団関係事業者を入札に参加させない等の周知期間や要綱の制定、更には余市警察署との合意書の締結などの期間も考慮し、公布の日から

3か月を超えない範囲で、規則に定める日とするものであります。附則の第2項は、調整規定として、今年8月1日に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、3か月を超えない範囲内で施行されることになっておりますが、まだ公布日が決まっていないことから、同法施行日までの間、第4条第2項に規定の適用について定めているもので、同項中第32条の3とあるのは、第32条の2とするものであります。

なお、条例公布後は、条例の実効性を高めるために、余市警察署との情報交換、暴力団関係事業者の照会、暴力団から妨害を受けたときの対応方法などを盛り込んだ合意書を余市警察署と提携する予定であります。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。横関君。

○8番（横関一雄）1点だけちょっとお聞きしたいんですけども、この公共事業をやる中でJV、それから単独で取る事業者が出ると思います。その際ですね、例えば、下請の中に暴力団員がいるいないというのは、どういうふうに見極めていくつもりなのか、その辺ちょっと聞かせてください。

○議長（水田 正）岩井総務課長。

○総務課長（岩井秋男）事業の発注にあたりましては、まず指名願の段階で各業者から誓約書の提出を求めるといたします。それで指名願が上がってきている業者については、誓約書の提出をもって暴力団事業者ではないという判断をして、町の方は進めたいと思っております。次に、下請人の関係でございますけども、下請人につきましては町の方に下請人選定通知書というものの提出があるものが下請ということになってございますので、その提出の義務付けと、あとその業者については、指名願が上がっている業者については、指名願の中で確認し、確認ができないものについては、余市警察署の方に直接どここの事業者、又は個人名でも構いませんので、そこで確認を取るということで取り扱っていきたいと考えております。以上です。

○議長（水田 正）他、ございませんか。林君。

○6番（林 正一）ひとつちょっと聞きたいんですけども、通常ですね、ヤクザって言われている人いますよね。そのヤクザというのは暴力団に入るんですか。ヤクザとか、稼業人とかって言いますよね。どういうところで、例えば刺青っていうんですか、何か、そういうにしている、どういうところでその判断するか、わからないですよね。そこのところ、ちょっとヤクザっていうのとか、稼業人と言うのとか、いろいろありますけども、例えば何々組だとかって、うちもちょっと違うんですけど、何々組だとか、いろいろ何々会だとかってありますよね。そういうのって右翼団体とはまた違うと思うんですけども、どこで、ちょっと、それも入るんですか。ちょっと聞きたい。

○議長（水田 正）岩井総務課長。

○総務課長（岩井秋男）暴力団の位置付けでございますけども、暴力団につきましては、平成4年3月1日に施行されました、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の中でですね、指定暴力団ということで公安委員会が指定した、今であれば22の団体が暴力団ということになってございます。以上です。

○議長（水田 正）その他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『仁木町暴力団排除条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『仁木町暴力団排除条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22 議案第12号

### 仁木町個人情報保護条例の一部を改正する制定について

○議長（水田 正）日程第22、議案第12号『仁木町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第12号でございます。『仁木町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について』。仁木町個人情報保護条例（平成16年仁木町条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成24年9月24日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましても、岩井総務課長より詳細についてご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（水田 正）岩井総務課長。

○総務課長（岩井秋男）議案第12号『仁木町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定』について、ご説明申し上げます。仁木町例規集1巻の2171ページでございます。はじめに、今回の条例制定に至った経緯であります。本年4月1日に民法等の一部を改正する法律が施行されました。民法等の一部改正では、児童虐待から子どもを守る視点から親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任できるような親権制度と未成年後見制度が見直され、社会福祉法人などの法人が未成年者の未成年後見人となることが可能となったものでございます。このため、仁木町個人情報保護条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。右側が現行条例で、左側が改正案でございます。第15条第1項第1号、第24条第1項第1号及び第28条第1項第1号中の「住所」の次に、（法定代理人が法人である場合にあっては、その称号又は名称及び主たる事業所又は本店の所在地並びにそれ代表者の氏名）を加えるものであります。

附則は、施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行するものというものであります。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。横関君。

○8番（横関一雄）8番、横関です。個人情報の保護条例なんですけども、新旧を見ますとですね、氏名及び住所、カッコ書きで文言の整理ということなんですけれども、この旧「氏名及び住所」では、何がいかん

のか、ちょっとその辺説明してください。

○議長（水田 正）岩井総務課長。

○総務課長（岩井秋男）旧の方の氏名及び住所の場合は、個人の場合の個人の氏名及び住所ということになってございます。今回の追加した部分につきましては、法人、社会福祉法人等の法人がですね、その代わりになれるということでございますので、その称号ですとか、法人である場合は称号、名称、事務所、本店の所在地並びに代表者の氏名ということで、今までは個人でしかできなかったものが、法人でもできるというものに改正されたというものでございます。

○議長（水田 正）他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『仁木町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『仁木町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第23 議案第13号

### 仁木町手数料条例の一部を改正する制定について

○議長（水田 正）日程第23、議案第13号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第13号でございます。『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』。仁木町手数料条例（平成12年仁木町条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成24年9月24日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましては、鈴木企画課長より詳細につきまして説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（水田 正）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）議案第13号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定』について、ご説明申し上げます。

今回、条例の改正に至りました経過につきましては、現在、町民が自然災害等により被災したときは、北後志消防組合仁木支署におきまして、罹災状況の証明手続等を行っております。その証明に係る手数料は、徴収していないということでございます。災害に関する証明の手数料の取り扱いにつきましては、従前より仁木支署と協議を重ねてまいったところでございます。このたび、業務の見直しによりまして、火

災を除く自然災害につきましては、平成24年10月1日から町において行うこととし、条例上規定してありました災害に関する証明手数料を改正したいというものでございます。

それでは、新旧対照表をお開き願います。例規集では、1巻の8104ページでございます。区分、その他でございます「災害に関する証明手数料1件につき300円」を削るというものでございます。災害に関する証明書を交付する際の手数料につきましては、災害を受けた被災者が家屋等の復旧をする上で保険請求等にですね、添付するものでございます。物心両面から被災者を支援するという立場の行政が、少額といえども手数料を徴収することは、社会通念上そぐわないのではないかという観点から、「災害に関する証明手数料1件につき300円」を削るというものでございます。現在まで、仁木町におきまして発行した災害に関する証明書、罹災証明書につきましては、手数料を徴収していないということでございます。そういったこともございまして、今回このような改正をしたいというものでございます。なお、火災に係る証明につきましては、従前どおり、仁木支署において取り扱うということで考えております。対象となる町で行う災害につきましては、火災を除く、暴風、豪雨、洪水、地震、その他の自然災害でございます。なお、町においては、事務処理上、仁木町罹災証明書交付要綱を制定し、取り扱っていくことと考えております。

附則といたしましては、平成24年10月1日から施行することといたすというものでございます。説明は以上でございます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第24 議案第14号

### 仁木町急性灰白髄炎予防接種手数料条例を廃止する条例制定について

○議長（水田 正）日程第24、議案第14号『仁木町急性灰白髄炎予防接種手数料条例を廃止する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第14号でございます。『仁木町急性灰白髄炎予防接種手数料条例を廃止する条例制定について』。仁木町急性灰白髄炎予防接種手数料条例（昭和35年仁木町条例第19号）を

廃止する条例を別紙のとおり制定する。平成24年9月24日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましては、土井ほけん課長より説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫）議案第14号『仁木町急性灰白髄炎予防接種手数料条例を廃止する条例制定』について、ご説明いたします。例規集は第2巻の3602ページでございます。廃止の趣旨を説明いたします。急性灰白髄炎、これはポリオでございます。ポリオは昭和35年に大流行し、輸入経口ポリオワクチンによる緊急接種が行われ、急速に鎮静化されました。引き続き、昭和39年国際ポリオワクチンの接種が始まり、患者の発生は激減しました。平成12年10月には、日本が属する西太平洋地域でポリオ根絶宣言が出されましたが、東南アジアの一部でポリオが発生しているため、世界的にはどこでもポリオワクチンの接種を続けています。予防接種の費用負担については、予防接種法第21条により予防接種を行うために要する費用は、市町村支弁となっておりますが、同法第24条では定期予防接種、一類種疾病であります、を行った場合、予防接種を受けた者、又はその保護者から実費を徴収することが可能となっております。町では、仁木町急性灰白髄炎予防接種手数料条例第2条第2項の規定に基づき、接種した際には、減免規定を運用し、現在まで実費徴収を行ってきませんでした。このたび、予防接種法の一部を改正する省令の施行等についての通知があり、平成24年9月1日より定期予防接種のうち、ポリオの予防接種が従来の経口投与から皮下注射による接種方法に改正され、使用するワクチン単価等も変更となるため本条例の手数料について見直す必要が生じました。しかし、現在、町で実施しているポリオ以外の定期予防接種については、実費を徴収していないこと、予防接種に係る費用負担の現状として、国の調査ではポリオを含む定期予防接種を実施している市町村の99.6%は全額公費負担で実施していること、ワクチンの単価等が変更になり、仮に手数料の見直しを行っても、今までどおり減免規定を運用し、今後においても実費については徴収する予定がないことなどから、本条例が実態と合わないことが判明しました。このため、条例を廃止し、実態に合わせることにしたところであります。

附則は、施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行するというものであります。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第14号『仁木町急性灰白髄炎予防接種手数料条例を廃止する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号『仁木町急性灰白髄炎予防接種手数料条例を廃止する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第25 議案第15号

### 仁木町防災会議条例の一部を改正する条例制定について

○議長（水田 正）日程第25、議案第15号『仁木町防災会議条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第15号でございます。『仁木町防災会議条例の一部を改正する条例制定について』。仁木町防災会議条例（昭和37年仁木町条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成24年9月24日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきまして、詳細については、鈴木企画課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）議案第15号『仁木町防災会議条例の一部を改正する条例制定』について、ご説明申し上げます。

今回、条例改正に至った経過でございますが、国において災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年6月27日付けで公布施行され、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴いまして、仁木町防災会議条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

趣旨でございます。防災会議は、災害対策の総合的、計画的な推進を行う場でございます。平時におきましては、防災計画を作成するほか、非常災害に際して緊急措置に関する計画を作成、実施することが所掌事務とされておりました。しかし、被災者の救助や支援をはじめとする災害応急対策は、災害対策本部において実施してきたところでございます。機動性が求められる災害応急対策は、災害対策本部に一元化されることが効果的であることから、両者の役割分担を明確化することといたしまして、災害応急対策のための方針の作成、本部長から関係機関への協力要求等を災害対策本部の防災会議については、平時における防災に関する諮問的機関としての機能強化をするため、これまで規定がなかった地方公共団体の長の諮問に応じて、防災に関する重要事項を審議すること等を所掌事務に追加することとしたものでございます。また、昨年発生いたしました東日本大震災におきまして、避難所の運営にあたり、女性、高齢者等の視点が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことから、平成23年12月に修正されました防災基本計画におきましては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の充実により、地域の防災力の向上を図ることが盛り込まれたところでございます。地域防災計画の策定等にあたりまして、多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、現在充て職となっております防災機関の職員のほか、自主防災組織等を構成する者、又は学識経験のある者を追加することが可能となったものでございます。

それでは、新旧対照表をお開き願います。例規集では、2巻8821ページでございます。まず、第2条の所掌事務についてでございますが、第2号「情報を収集すること」から「町長の諮問に応じて仁木町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」に改めるというものでございます。そして、「第3号」

を「第4号」とし、第3号として「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること」を加えたものでございます。また、同条では文言の整理を行うものでございます。

続きまして、第3条でございます。会長及び委員につきましては、委員として、第5項に第9号として、「自主防災組織を構成する者、又は学識経験のある者のうちから、町長が任命する者」を追加するものでございます。その数は、第6項で「2人」とし、任期は、第7項で「2年」とするものでございます。また、同条第5項で文言の整理を行うものでございます。

続きまして、次のページでございます。附則につきましては、この条例は公布の日から施行することといたしまして、また、附則第2項では、新たな委員の任期を他の委員の残任期間に合わせるものが適当であると考えられますので、現在の残任期間でございます、平成26年3月22日までとするものでございます。説明は以上でございます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第15号『仁木町防災会議条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号『仁木町防災会議条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第26 議案第16号

### 仁木町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について

○議長（水田 正）日程第26、議案第16号『仁木町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第16号でございます。『仁木町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について』。仁木町災害対策本部条例（昭和37年仁木町条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成24年9月24日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましても、鈴木企画課長より詳細についてご説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）議案第16号『仁木町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定』について、ご説明申し上げます。



今回の条例改正に至った経緯でございますが、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年6月27日付けで公布施行され、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴いまして、仁木町災害対策本部条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

新旧対照表をお開き願います。例規集では、2巻8841ページでございます。市町村の災害対策本部につきましては、改正前の災害対策基本法では、都道府県災害対策本部と同一の規定であります第23条で定められていたものでございますが、地方防災会議と災害対策本部の所掌事務の見直し、明確化に関連いたしまして、新たに法におきまして、第23条の2として別箇に規定することとしたものでございます。

改正前は、災害対策本部法第23条では、都道府県と市町村を一括りにしていたものでございますが、都道府県災害対策本部（法第23条）と市町村災害対策本部（法第23条の2）に分けたものでございます。

第1条の目的についてでございますが、災害対策基本法の取り扱いで「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改めるというものでございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行することといたしたいというものでございます。説明は以上でございます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第16号『仁木町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号『仁木町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。

**休 憩 午後 4時23分**

**再 開 午後 4時24分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

山下君、人事案件までやりますか。暫時休憩します。

**休 憩 午後 4時23分**

**再 開 午後 4時24分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

**日程第27 同意第3号 仁木町教育委員会委員の任命について**

○議長（水田 正）日程第27、同意第3号『仁木町教育委員会委員の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）同意第3号『仁木町教育委員会委員の任命について』。仁木町教育委員会委員 原田修は、平成24年9月30日にその任期を満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。平成24年9月24日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。余市郡仁木町北町1丁目25番地32。角谷義幸。昭和29年5月18日生まれ、満58歳でございます。

それでは、選任の理由について申し上げます。教育委員候補、角谷義幸氏の経歴等について申し上げます。角谷義幸氏は、昭和48年3月に北海道余市高等学校卒業され、同年4月に共和コンクリート株式会社余市工場、所在地は仁木町でございます、こちらに入社。その後、仁木町職員採用試験消防職等に合格し、昭和49年4月10日に仁木町役場に奉職。企画課勤務で地方公務員としてのスタートを切っております。その後、住民課社会福祉係、総務課管財係、産業商工課産業係を経て、昭和63年4月、企画課企画統計係に異動し、平成2年4月1日付けをもって企画課企画統計係長に昇進。平成5年4月1日には、機構改革により企画調整係長になっております。平成6年4月1日からは教育委員会出向となり、社会教育課社会教育係長を拝命。平成12年7月1日、議会事務局に異動になるまでの6年3か月を教育委員会職員として強い使命感と責任感を持って、その任にあたってまいりました。先程も申し上げましたが、平成12年7月1日からは、仁木町議会事務局職員並びに監査委員書記として出向。議会事務局では主幹兼議事係長の職責を果たした後、平成18年7月10日付けで筆頭課長職である総務課長を命ぜられ、今年4月1日に教育次長として異動するまでの約5年3か月にわたり、役場全体の総合的な調整機能を補完するという重責を担ってきました。この間、平成21年10月28日から平成22年5月16日まで後志管内19町村で構成する総務部課長会の副会長、平成22年5月17日から平成24年3月31日まで会長として、各町村が抱える数々の懸案事項等について、その方向性を見出すため、強いリーダーシップを発揮してきたとの情報を後志町村会・本間事務局長より承っております。また、現在は職員で組織する仁木町役場福利厚生会の会長として、会の運営並びに職責遂行のため日夜奮闘努力しており、会員からの人望を集めております。ご承知のとおり、教育は国家百年の大計、いわゆる教えるという思いを達成するためには、長い期間が必要であると言われております。児童から高齢者まで、幼児教育から始まる一貫した義務教育・生涯教育は、豊かな人間性を培う教育行政の大切な使命であることは申すまでもありません。大津市の中学2年生の男子生徒当時13歳が、学校におけるいじめにより自殺したとの報道に端を発した大津市教育委員会の対応等について、種々議論がされております。教育長が執務中に襲撃される事件も起こりました。これら一連の流れを見ておりますと、いじめの未然防止策や消極的な対応などが教育委員会の権威を失墜させたようであり、それだけ教育委員会に対する信頼度、期待度、そして果たす役割の重要性を誰もが認めていることの証であると言えます。角谷氏は、教育委員会社会教育担当時代から教育に対する深い思いや情熱は群を抜いており、学校、家庭、地域の連携協力は必要不可欠であるとの強い認識の下、年齢に応じた各種施策や具体的な事業を展開し、生涯教育の推進を図ってまいりました。平成23年12月に改定されました仁木町教育目標の未来につなぐ豊かさをはぐくむ確かな教育の創造、潤いと安らぎを生む心の豊かさ文化の創造実現が教育委員会に課せられた中長期的な目標であると考えます。今後における本町の教育行政課題は山積しておりますが、子どもたちの更なる学力向上を目指しての学力支援員等の配置への取り組みをはじめ、少

子化による教育環境問題、高校の統廃合による進学問題等々、当面する問題解決のためにも、角谷義幸氏は教育委員会委員として必要不可欠な人材であると考えます。高木教育委員長、教育委員各位をはじめ、校長会、教頭会との連携、更には学校教職員、PTA関係者とも厚い信頼関係を築き、初期の教育目標に沿って着実に成果を上げていただくよう、切望するものであります。なお、任期につきましては、平成24年10月1日から平成28年9月30日までの4年間でございます。議員各位の格別のご高配を賜りまして、ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます、大変長くなりましたが、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。暫時休憩します。

**休 憩 午後 4時31分**

**再 開 午後 4時39分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

これから、同意第3号『仁木町教育委員会委員の任命について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第3号『仁木町教育委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔全員起立〕

○議長（水田 正）全員起立です。

したがって、同意第3号『仁木町教育委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。暫時休憩します。

**休 憩 午後 4時40分**

**再 開 午後 4時45分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席委員は、7名です。

お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。本日は、これで延会します。なお、次回の開催は、明日9月25日火曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。本日のご審議、ご苦勞様でした。

**延 会 午後 4時46分**

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第3回仁木町議会定例会（1日目）議決結果表

会 期 平成24年9月24日～25日（2日間）  
（開会～午前9時30分 / 延会～午後4時55分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第3号	陳情審査報告書（総務経済常任委員会委員長報告） 陳情第1号 マカナイ川・ポンマカナイ川合流地下流への水門設置と水利用に係る陳情	H24. 9. 24	不採択
承認第1号	専決処分事項の承認について 平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）	H24. 9. 24	承認可決
議案第1号	平成23年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	H24. 9. 24	平成23年度 各会計決算 特別委員会 付託
議案第2号	平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について		
議案第3号	平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について		
議案第4号	平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について		
議案第5号	仁木町道路線の認定について（冷水峠線）	H24. 9. 24	原案可決
議案第6号	仁木町道路線の認定について（西光線）	H24. 9. 24	原案可決
議案第7号	仁木町道路線の認定について（西光2号線）	H24. 9. 24	原案可決
議案第8号	仁木町道路線の認定について（西光3号線）	H24. 9. 24	原案可決
議案第9号	平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）	H24. 9. 24	原案可決
議案第10号	平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	H24. 9. 24	原案可決
議案第11号	仁木町暴力団排除条例の制定について	H24. 9. 24	原案可決
議案第12号	仁木町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	H24. 9. 24	原案可決
議案第13号	仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について	H24. 9. 24	原案可決
議案第14号	仁木町急性灰白髄炎予防接種手数料条例を廃止する条例制定について	H24. 9. 24	原案可決
議案第15号	仁木町防災会議条例の一部を改正する条例制定について	H24. 9. 24	原案可決
議案第16号	仁木町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について	H24. 9. 24	原案可決
同意第3号	仁木町教育委員会委員の任命について	H24. 9. 24	同意可決